

EC 統合と日本企業の対応

平 田 光 弘

- 1 はしがき
- 2 EC 統合から大欧州統合へ
- 3 EC 統合に背を向ける英国
- 4 EC 市場統合への日本企業の対応
- 5 EC 市場統合への欧米企業の対応
- 6 結び

1 はしがき

EC 統合は、経済統合（市場統合の実現、経済・通貨同盟の設立）、社会統合（社会・労働憲章の制定）および政治統合（政治同盟の設立）の3つから成る。それは、1992年末を目ざしてまず市場統合を実現しようとする企てとして始まった。ところが、1989年秋以降の東欧・ソ連における改革の進展および東西両ドイツの統一の急展開は、これら3つの統合の同時実現を促す重要な契機となった。東欧・ソ連の大改革はさらに、EC 統合から大欧州統合への拡大を促す重要な契機にもなった。そこで、筆者は、本稿において、まず第2節では、この新しい欧州づくりの現況を概観し、ついで第3節では、何故に英国のみが EC 統合に背を向けてきたのかを解き明かすことにしたい。

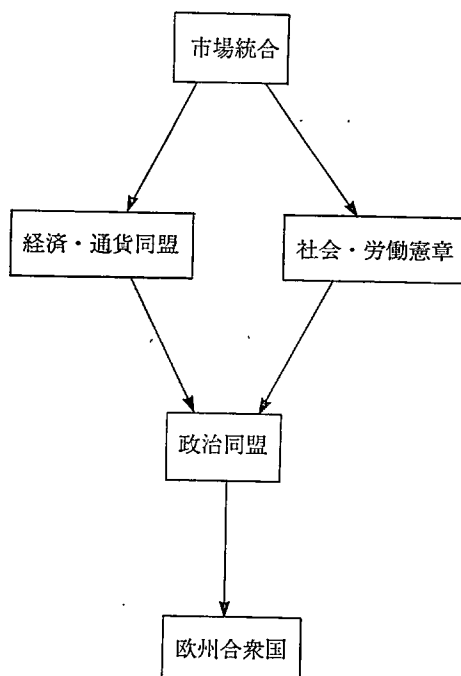
日本企業は、1986年11月から始まった円高景気の波に乗って、研究開発重視の設備投資を活発に行う一方、脆弱だった自らの財務体質を強めながら、積極的に海外進出、国際提携、製品・部品の海外調達などを推し進めてきた。日本の円高景気とはほぼ時を同じくして、その機運が盛り上げてきた EC 市場統合に向けては、域内の欧州企業や域外の米国企業に劣らず、日本企業もまた、さまざまな対応を迫られてきている。そこで、筆者は、本稿において、さらに第4節では、日本企業が EC 市場統合に向けてどのような対応を行っているかを明らかにし、そして最後に第5節では、主題に関する筆者の見解を示すことにしたい。

2 EC 統合から大欧州統合へ

欧州ではいま、大欧州統合の実現を目ざして、新しい欧州づくりの歴史的実験が行われている。その欧州で統合が関心と呼んだのは、今回が初めてではない。欧州統合の機運は、1920年代に、それまで世界の政治・経済の中心として君臨してきた欧州が没落の危機を意識したときに生まれた。そこに流れていたのは、欧州の国々が統合して外の大きな脅威に備えるために、巨大な単一市場をつくって生産力を強化しようという考えであった。1992年の EC 市場統合に始まる一連の EC 統合は、この考えに基づくものである。

周知のように、EC 統合は、経済統合、社会統合および政治統合の3つから成る。①経済統合の第1段階は、市場統合の実現である。そこでは、1992年末までに282の物理的・技術的・財政的障壁を取り除き、それによって物・人・サービス・資本の自由な移動を確保し、国境のない単一市場（共同市場）を創設することが意図されている。¹⁾²⁾②経済統合の第2段階は、経済・通貨同盟の設立である。そこでは、EC の全通貨を欧州通貨制

図1 EC 統合



度 (EMS) へ全面加盟させ、欧州中央銀行を設立し、EC 共通の金融政策を実施し、EC 各国の通貨を欧州単一通貨へ移行させることが目論まれている。³⁾ ③社会統合は、社会・労働憲章の制定である。そこでは、労働者の移動の自由、労働条件の改善、労働者の結社と団体交渉の権利、労働者の経営参加、男女平等などを実現し、EC 共通の社会・労働政策を実施することが計画されている。⁴⁾ ④政治統合は、政治同盟の設立である。そこでは、EC の機構改革・機能強化を進め、EC 各国の外交・安全保障政策を一本化する⁵⁾ことが予定されている。

以上に挙げた市場統合、経済・通貨同盟、社会・労働憲章および政治同

盟の関係は、図1のように示すことができるであろう。EC は当初、1992 年末を目ざしてまず市場統合を実現し、1993 年以後、漸次、経済・通貨同盟、社会・労働憲章、さらに政治同盟を実現し、そして欧州合衆国の成立に至るという構想を描いていた。EC 内には、サッチャー対ドローラ論争に典型的にみられるように、EC 統合は経済統合、それでもできれば市場統合のみに限定されるべきであり、政治統合までも合わせ論じることが好ましくないという空気が強くあったからである。それで EC としては、当面の目標である市場統合の実現に向けて、全力投球する考えでいた。ところが、1989 年の秋以降、東欧・ソ連において、社会主義体制を根底から揺るがすようなあの大変革が相ついで起こり、いまや EC 内には、1993 年 1 月からの市場統合、経済・通貨同盟と歩調を合わせて、政治統合も実現しようという意向がとみに高まりつつある。しかも、それは、東西両ドイツの統一に向けての力強い動きによって加速されている。⁷⁾⁸⁾

東欧・ソ連のこの大変革は、さらに、EC 統合の拡大の重要な契機にもなった。これまでの EC 統合は、EC 域内の統合を目ざして展開されてきた。もっとも、EC は、EFTA との間で、両機構間の市場障壁を撤廃する欧州経済領域 (EEA) づくりを、1984 年以來すでに進めてきてはい⁹⁾る。この経済面での拡大 EC 構想がいまや、北欧・東欧・ソ連をも包摂する大欧州統合構想へと一挙に拡張されたのである。¹⁰⁾

大欧州統合については、目下、3つの構想が提唱されている。

① ドローラ EC 委員長の“欧州同心円”構想¹¹⁾

この構想は、3段階から成り、EC を軸にして3つの同心円を描く。第1段階では、EC が市場統合を実現する。第2段階では、EC が EFTA との間で EEA を創設する。第3段階では、EC が東欧諸国・ソ連との間で経済貿易協力協定を締結し、さらに東ドイツを除く東欧諸国との間で準加盟協定を締結しようとするものである。¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾

② ミッテラン仏大統領の“欧州連邦”構想¹⁵⁾

この構想は、2段階から成る。第1段階では、EC が市場統合を実現する。第2段階では、欧州の国々が国家連合の形で再結集し、交易と平和と安全保障の恒久的組織をつくろうとするものである。

③ ゴルバチョフソ連大統領の“欧州共通の家”構想¹⁶⁾

この構想は、欧州が冷戦に別れを告げ、対話・協力、相互信頼・依存を軸にして新しい共同体をつくる時期に来ているとの認識に立って、全欧州が軍縮による安全と平和の維持を目標として新しい共存のための政治秩序をつくろうとするものである。

1990年4月28日のEC 臨時首脳会議は、東欧・ソ連における改革の進展、東西両ドイツの統一の急展開を受けて、市場統合、経済・通貨統合および政治統合の同時進行という EC 統合の新たな戦略を打ち出した。これを契機にして、大欧州統合は、ドロール EC 委員長の提唱す3つの同心円構想に従って進められる公算が、きわめて高くなってきた。紛れもなくそれは、EC を核として推進されていくであろう。だが、大欧州統合を真の意味で実現するには、これを EC 主導のもとに推し進めることに加えて、東西融合が進む欧州の平和と安全保障の新たな枠組みの形成が必要になる。ミッテランの“欧州連邦”構想やゴルバチョフの“欧州共通の家”構想の狙いも、そこにあると思われる。それがいかに形成されるかは定かではないが、これについては、全欧安保協力会議 (CSCE) の強化案、北大西洋条約機構 (NATO) の改編案などがすでに出されている¹⁷⁾。筆者は、この欧州の新秩序づくりが CSCE を強化する方向で進められるものとみ¹⁸⁾ている。

1) 1990年2月末現在の域内市場統合の進捗状況は、表1のとおりである。表1から明らかなように、282項目のすべてについて、EC 委員会から閣僚理事会への提案が完了しているが、閣僚理事会での採択率は、53.5%に留まっている。

なお、1989年8月末現在のそれは、表2のとおりである。その時点では、279項目のうち、未提案が44件あり、採択率は49.1%であった。また、1989年12月現在の法令整備状況は、表3のとおりである。法令整備が進んでいる国は、デンマーク、英国、フランス、西独であるが、ポルトガル、イタリア、スペイン、ギリシャでは、法令整備が遅れている。

表1 EC 委員会提案に対する閣僚理事会採択件数

	最終採択	一部採択	未採択	計
①物理的障壁の除去	42	5	53	100
②技術的障壁の除去	97	3	60	160
③財政的障壁の除去	4	0	18	22
計	143 (50.7%)	8 (2.8%)	131 (46.5%)	282 (100%)

注：①は財、人に関する国境規制の撤廃，②は商品規格統一，政府調達の開放，労働移動，資本移動，金融などサービスの共同化に関する規制の撤廃，③は付加価値税，物品税の調整，未採択には原則合意5件を含む。1990年2月末現在。
出所：田中友義（稿）「独統一，EC 統合を加速」1990年8月2日付け日本経済新聞。

表2 討議項目別 EC 委員会提案および閣僚理事会採択件数

() 内は内数

	最終採択	一部採択	共通の採択	提案済未採択	未提案	計
(物理的障壁の除去)						
I. 物のコントロール	35	4	0	19	29	87
I-1さまざまなコントロール	(4)	(1)	(0)	(3)	(2)	(10)
I-2動・植物検疫	(31)	(3)	(0)	(16)	(27)	(77)
II. 人のコントロール	3	0	0	4	1	8
(技術的障壁の除去)						
I. 物の自由移動	57	2	2	11	4	76
I-1技術的調和と標準化政策のための新アプローチ	(5)	(0)	(1)	(4)	(1)	(11)
I-2分野別提案	(52)	(2)	(1)	(7)	(3)	(65)
II. 政府調達	2	0	1	2	1	6
III. 労働と職業の自由移動	7	0	0	6	1	14
IV. サービスの共同市場	16	1	4	15	3	39
IV-1金融サービス	(10)	(0)	(3)	(9)	(0)	(22)

EC 統合と日本企業の対応

IV-2運 輸	(4)	(1)	(0)	(4)	(3)	(12)
IV-3新技術とサービス	(2)	(0)	(1)	(2)	(0)	(5)
V. 資本移動	3	0	0	0	0	3
VI. 産業協力に適した 条件の創設	3	0	1	16	1	21
(財政的障壁の除去)						
付加価値税/物品税	4	0	0	17	4	25
計	130	7	8	90	44	279

注：1989年8月末現在。共通の立場は原則合意を意味する。

出所：日本貿易振興会「ジェトロセンサー」第40巻第461号，1990年3月，57ページ。

表3 各加盟国における閣僚理事会指令に基づく法令
整備件数

	A	B	C	D	E	計
ベルギー	54	21	0	10	3	88
西 独	67	16	0	2	3	88
デンマーク	73	10	1	1	3	88
スペイン	46	36	3	2	1	88
フランス	67	17	0	1	3	88
ギリシャ	46	24	6	9	3	88
イタリア	35	32	0	18	3	88
アイルランド	56	21	2	4	5	88
ルクセンブルク	54	22	0	7	5	88
オランダ	59	20	0	6	3	88
ポルトガル	33	43	9	2	1	88
英 国	69	11	0	4	4	88
計	659	273	21	66	37	1,056

注：各国に法令整備が義務づけられ、かつ、すでに整備期限を過ぎた88件の理事会指令について、その89年12月時点における法令整備状況をEC委員会が集計したもの。

A：期限までに法令整備完了済み。

B：期限を過ぎて法令未整備。

C：法令整備完了期限猶予。

D：EC委員会による法令整備違反訴訟手続き進行中。

E：法令整備不要。

出所：日本貿易振興会「ジェトロセンサー」第40巻第461号，1990年3月，57ページ。

2) フランス、西独、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの五ヵ国は、1990年6月19日、互いの国境規制を撤廃するシェンゲン協定に調印した。同協定は、EC市場統合の先駆けとなるもので、国境でのパスポート検査などを廃止して五ヵ国内の人の移動を自由化するとともに、犯罪防止のため一定の限度で各国警察の国境を越えた捜査権を認めることになる。ところが、同協定は、域外からの難民などにとっては逆に流入規制の強化につながりかねないと疑問視する空気が、フランスを中心に強まっている（1990年1月14日、6月23日付け朝日新聞、同5月18日、6月20日付け日本経済新聞）。

3) 経済・通貨同盟の設立をめぐる最近の動きは、ほぼ次のとおりである。

1988年6月27—28日、EC首脳会議は、各国中央銀行総裁らで構成するEC通貨問題専門委員会（委員長はドローール EC委員長）に経済・通貨同盟の具体案の検討を要請した（1988年6月29日付け日本経済新聞）。

1989年4月17日、EC蔵相理事会でドローール EC委員長は、EC通貨問題専門委員会報告書（ドローール報告書ともいう）に基づいて欧州通貨3段階統合（① EMS未参加国の英国、ポルトガル、ギリシャは1990年7月までにEMSに加入する②各国中央銀行の連合体の欧州中央銀行機構をつくり、経済・通貨政策の協調を進める③ EC各国の通貨交換レートを固定して欧州単一通貨をつくり、金融政策の権限を欧州中央銀行に一本化する）を提案した。これに対してローソン英蔵相（当時）は、「英国としては断じて受け入れられない」との反対の立場を表明した（1989年4月18日付け日本経済新聞）。

1989年6月26—27日、EC首脳会議は、経済・通貨同盟に関して次の諸点で合意した（1989年6月28日付け朝日新聞）。

- ①経済・通貨同盟実現の意思を再確認する
- ②ドローール報告書を段階的に通貨統合作業の基本とする
- ③第1段階は1990年7月からスタートする
- ④第2段階以降の具体化に向けて「政府間会議」を開くこととし、そのための準備作業を各国蔵相会議、EC委員会、各国中央銀行総裁会議などで進める
- ⑤「政府間会議」は第1段階がスタートし、準備作業が完了した時点で開かれるものとする

サッチャー英首相（当時）は、①英国の物価上昇率がEMS加盟9ヵ国並み

に下がること②1990年7月までに EC 各国の外国為替規制の撤廃など資本移動の自由化が実施されることを条件に、英ポンドの EMS 全面加盟の意向を表明したが、加盟の時期を明示しなかった。また、英政府のスポークスマンは、第1段階を受け入れることが自動的に第2段階以降を認めることになるわけではないと表明した（1989年6月27日付け日本経済新聞）。

1989年9月9日、EC 非公式蔵相会議でローソン英蔵相（当時）は、ドロール報告書の第2、第3段階（欧州中央銀行創設による欧州単一通貨実現）に対する代替案として、①加盟国は EC 12 ヶ国通貨をすべて自国の「法定通貨」とし、どの通貨でも自由に金融取引ができるようにする②通貨の選択は市場原理に委ねるなどの新提案を行った（1989年9月11日付け日本経済新聞）。

1989年9月20日、EC 委員会は、経済・通貨同盟の第1段階として①加盟国の中央銀行間の努力を促進するため、EC 内に中央銀行委員会を設置する②インフレなき経済成長を維持するため、閣僚理事会が定期的に多国間監視を実施することを閣僚理事会に提案することを決めた（1989年9月21日付け日本経済新聞）。

1989年11月6日、EC 外相理事会は、経済・通貨同盟実現の方向について協議した。競争通貨方式の英国案に対する各国の反応は冷ややかで、「一方的なペーパーで、ドロール報告書と同じ次元のものではない」との声が出た。「英国案は提案時期が遅すぎるし、マドリードの首脳会議（1989年6月26—27日）の合意路線からはずれており、EMU の代替案として不十分」との見方が大勢を占めた（1989年11月7日付け日本経済新聞）。

1989年12月8—9日、EC 首脳会議は、欧州中央銀行機構設立準備のための政府間会議を1990年末までに開催することを決めた。しかし、サッチャー英首相は、会議後の記者会見で、欧州中央銀行構想などにはあくまでも反対していく意向を改めて表明した（1989年12月10日付け朝日新聞、日本経済新聞）。

1990年3月31日、EC 蔵相会議で EC 委員会は、①欧州単一通貨には ECU を採用する②ECU 発行・管理主体として欧州中央銀行機構を設立する③同機構は各国政府から独立した権限を持ち、欧州金融政策の中心となる、との新提案を提出した。同会議では、経済・通貨同盟を実現する方向で、英国を除く 11 ヶ国が基本合意した（1990年4月1日付け朝日新聞）。

1990年4月28日、EC 臨時首脳会議は、欧州中央銀行など経済・通貨同盟

の実現目標を市場統合と同時期の1992年末に設定することで合意した。しかし、英国は目標期限設定には一応同意したものの、経済・通貨同盟に反対する姿勢を崩しておらず、サッチャー英首相は、会議後の記者会見で「経済・通貨同盟は政治統合よりも複雑で長い議論が必要」と語った(1990年4月30日付け朝日新聞、日本経済新聞)。

1990年6月11日、EC蔵相会議でバール西独連銀総裁は、「ツー・スピード」方式を提案した。その案は、通貨統合に熱心な西独、フランス、ベネルクスの5ヵ国がまず欧州中央銀行機構を設立して通貨統一に踏み切り、条件が整ったその他の加盟国が順次後から参加していくというものである。政治家は「EC統合の足並みを乱す」と反発しているが、経済専門家の間では、現実論として評価されている(1990年6月23日付け日本経済新聞、同6月24日付け朝日新聞)。

1990年6月20日、メージャー英蔵相(当時)は、経済・通貨同盟に対する英国案として、新たにECU通貨を発行する欧州通貨基金(EMF)の設立を提案した。その案は、①第1段階として各国通貨で構成する現行のECUシステムに応じた通貨を発行し、ECUの利用を促進する②第2段階として各国通貨とは別建ての独自の新ECUを発行するというものである(1990年6月21日付け日本経済新聞)。リーベンバートン・イングランド銀行総裁は、メージャー蔵相の新ECU発行案は「経済・通貨同盟の第1段階と第2、第3段階とのギャップを埋める建設的、想像力に富んだ方法だ」として全面的に支持する姿勢を示した。同総裁はさらに、経済・通貨同盟に向けた制度づくりは、「今回の蔵相提案のように、段階的で、市場を前提としたものでなければならない」と指摘した。これに対してドロールEC委員長、ペレゴボフ仏蔵相らは、困惑と警戒の姿勢を表明した(1990年6月22日付け日本経済新聞)。

1990年6月25—26日、EC首脳会議は、①経済・通貨同盟の第1段階は1990年7月1日に発効する②経済統合完成を展望に入れた経済・通貨同盟の最終段階をつくり上げることが念頭に置いて、1990年12月13日に政府間会議を開始することを決めた(1990年6月27日付け朝日新聞)。

1990年7月1日、経済・通貨同盟の第1段階として、域内の資本移動の自由化が正式にスタートした(1990年7月1日付け朝日新聞、日本経済新聞)。

1990年8月21日、EC委員会は、1993年1月1日から経済・通貨同盟の第

2段階に入るとの最終案を決めた（1990年8月22日付け朝日新聞）。

1990年9月8日、EC臨時蔵相会議で経済・通貨同盟の第2段階以降のあり方について議論が戦わされたが、EC委員会案、英国案、西独連銀総裁案のほかに、スペイン案（ECUをハードカレンシーとして発行する英国案をまず優先させ、それを次の段階には独仏の主張する欧州中央銀行に発展させるというもの）が出されたが、各国の評価は分かれ、明確な方向を打ち出すまでには至らなかった。中東情勢悪化（イラクのクウェート侵攻）による原油価格上昇で、各国とも当面のインフレ抑制を優先する考えが強まっていると見られるからである（1990年9月9日、10日、11日、12日付け日本経済新聞、同9月10日、19日付け朝日新聞）。

1990年10月5日、サッチャー英首相は、統一ドイツの実現、EMS早期加盟を叫ぶ国内世論などに抗し切れず、1990年10月8日から、EMSに全面加盟することを決断した（1990年10月6日、7日付け朝日新聞、日本経済新聞）。

1990年10月8日、EC蔵相理事会は、経済・通貨同盟の第2段階への1994年1月移行を柱とするオランダ・スペインの新提案を中心に、通貨統合問題を討議した。新提案の特色は実務的な点にあり、とくにオランダ案は、第2段階への移行の条件として、①ギリシャ、ポルトガルがEMSに全面加盟する②加盟各国が財政赤字を通貨の新規発行で埋めるのをやめる③各国の中央銀行が独立性を確保する④EC市場統合を完全に実施することなどを挙げている（1990年10月6日、9日、11日付け日本経済新聞）。

1990年10月27—28日、EC臨時首脳会議で、英国を除く11カ国は、経済・通貨同盟の第2段階への移行を1994年1月とすることに条件つきで合意した。首脳会議が打ち出した条件は、①市場統合計画の達成②新通貨機関設立のためのローマ条約の改定③新機関の独立性の確保④財政赤字の抑制⑤大半の国によるEMSでの緊密な協力の5点である（1990年10月29日付け日本経済新聞、朝日新聞）。

経済・通貨同盟に関しては、さらに次の文献を参照されたい。

東海銀行、EC通貨統合の現状と展望、「調査月報」第506号、1989年9月。

東京銀行、欧州通貨統合の現状と展望、「東京銀行月報」第42巻第2号、1990年2月。

なお、ECUを構成する各通貨のウェイトおよびEMS参加状況は、表4お

よび表5のとおりである。

表4 ECU を構成する各通貨のウェイト

	1979年3月13日から		1984年9月17日以降		1989年9月21日以降	
	各国通貨 の構成単 位数	1979年3 月13日現 在のウェ イト	各国通貨 の構成単 位数	1984年9 月17日現 在のウェ イト	各国通貨 の構成単 位数	1989年9 月21日現 在のウェ イト
D. M.	0.828	33.0	0.719	32.0	0.6242	30.1
F. Fr.	1.150	19.8	1.310	19.0	1.332	19.0
Lit.	109.0	9.5	140.000	10.2	151.800	10.15
D. Gl.	0.286	10.5	0.256	10.1	0.2198	9.4
B. Fr.	3.660	9.2	3.710	8.2	3.301	7.6
L. Fr.	0.140	0.4	0.140	0.3	0.130	0.3
I. £	0.00759	1.2	0.00871	1.2	0.008552	1.1
D. Kr.	0.217	3.1	0.219	2.7	0.1976	2.45
Stg. £	0.0885	13.3	0.0878	15.0	0.08784	13.0
G. Dr.	—	—	1.150	1.3	1.440	0.8
S. Pta.	—	—	—	—	6.885	5.3
P. Esc.	—	—	—	—	1.393	0.8
合 計	—	100.0	—	100.0	—	100.0

出所：東京銀行「東京銀行月報」第42巻第2号，1990年2月，9ページ。

表5 EMS 参加状況（各段階の実現時期）

	金・ドルの スワップ	ECU バスケット への参加	ERM 参加
フ ラ ン ス	1979年3月	1979年3月	1979年3月
イ タ リ ア			
西 ド イ ツ			
オ ラ ン ダ			
ベ ル ギ ー			
ルクセンブルク	1979年7月	1984年9月	1990年10月
アイルランド			
デンマーク	1986年1月		未 定
イ ギ リ ス			
ギ リ シ ャ			

EC 統合と日本企業の対応

ス ペ イ ン	1987年 7 月	} 1989年 9 月	1989年 6 月
ポ ル ト ガ ル	1988年 1 月		未 定

出所: 東京銀行「東京銀行月報」第42巻第2号, 1990年2月, 22ページ。

4) 社会・労働憲章の制定をめぐる最近の動きは、ほぼ次のとおりである。

1989年6月26—27日, EC 首脳会議は, EC 委員会がまとめた社会・労働憲章の素案(市場統合に向けて労働者の生活や労働条件の改善に結びつくような域内労働市場をつくるのが狙い)を検討したが, サッチャー英首相は, これを「裏口からの社会主義の侵入だ」「憲章は雇用創出の妨げになる」「各国ごと労働慣習の違いがあり, それを尊重すべきだ」と厳しく批判し, 憲章づくりに真っ向から反対の姿勢を崩さなかった。EC 市場統合に向けて社会・労働憲章づくりが大きく浮かび上がってきたのは, 「経済的な統合と社会的な統合は将来の欧州建設の車の両輪」(ドロール EC 委員長)との考え方からだったが, 英国だけはこれに合意しなかった(1989年6月30日付け日本経済新聞)。

1989年10月30日, EC 社会労働担当理事会は, 12月の EC 首脳会議に提出する社会・労働憲章案を, 英国を除く11ヵ国の賛成で採択した(1989年10月31日付け日本経済新聞)。

1989年11月20日, EC 委員会は, 社会・労働憲章を補足する社会・労働憲章行動計画案を採択した(1989年11月21日付け朝日新聞)。

1989年12月8—9日, EC 首脳会議は, 社会・労働憲章を英国を除く11ヵ国の賛成で採択した(1989年12月10日付け朝日新聞, 日本経済新聞)。

5) 政治統合をめぐる最近の動きは、ほぼ次のとおりである。

1990年3月25日。ミッテラン仏大統領は, 仏民放テレビとのインタビューで, EC 統合を前進させるため, 政治統合も急ぎ, できれば1993年1月の市場統合と同時に実現を目指すとの考えを表明した(1990年3月26日付け日本経済新聞)。

1990年4月2日, EC 外相理事会でエイスケンス・ベルギー外相は, 政治同盟の実現に向けて EC の包括的な制度改革案を説明した(1990年4月1日, 3日付け日本経済新聞)。

①欧州議会の権限を強化して閣僚理事会との共同決定の形にする

②EC 委員長の選任を欧州議会議員による選挙制に変えるとともに, 委員長の権限を強化する

③閣僚理事会の意思決定は特定多数決を一般化する

④政治協力会議を強力にして外交政策でも EC 諸国の一本化を推進する

1990年4月19日、ミッテラン仏大統領とコール西独首相は、政治統合を急ぐべきだとの共同声明を発表し、本年12月のEC首脳会議の際に政治統合の具体策を協議する政府間会議を開くとともに、政治統合を1993年1月の市場統合と同時に実現するよう求めた（1990年4月20日付け朝日新聞、日本経済新聞）。

①経済・通貨同盟と政治統合の一体化を強化する

②ECの共通外交、安全保障政策を実現する

③EC関係機関の効率化を進める

1990年4月21日、EC外相会議で仏西独の共同提案を協議した結果、英国を除く11ヵ国が基本的にこれを支持した（1990年4月23日付け日本経済新聞）。

1990年4月28日、EC臨時首脳会議は、仏西独の共同提案に対する英国の強い反発もあって、政治統合問題の検討をEC外相会議にゆだね、6月のEC首脳会議で本格討議することを決めた（1990年4月29日、30日付け朝日新聞、日本経済新聞）。なお、政治統合が急浮上した理由としては、次の三つが考えられる。

①欧州の屋根の下でのドイツ統一を確実にする

②欧州議会の権根が弱く「民主主義の赤字」と呼ばれるECの政策決定の仕組みを改善する

③欧州の将来の安全保障機構の受け皿をつくる

これらのうち、最大の理由は③である（1990年5月3日付け日本経済新聞）。

1990年6月25—26日、EC首脳会議は、①政治統合に関する政府間会議を1990年12月14日に開始する②会議は1992年末までの加盟国による批准を目標に、早急に作業を完了することを決めた（1990年6月27日付け朝日新聞）。なお、EC首脳会議に先立つEC臨時外相会議でまとめられた政治統合への検討案は、次のとおりである（1990年6月28日付け日本経済新聞）。

民主的な立法手続きの推進

①立法化の過程と対外関係の分野、欧州議会の役割の拡大

③EC委員長、委員の指名権を欧州議会に

③EC 活動の透明化と開放度の拡大

④各国議会の EC 政策へのかかわりの拡大

EC 諸機関の効率性と有効性の再検討

①閣僚理事会

特定多数決で決める政策の範囲の拡大、外相理事会を通じた全体の政策調整

②EC 委員会

EC 政策の施行に関する行政機能の強化

③EC 裁判所

関連する決意の拘束力の強化

EC の対外活動での結束と一体性

①外交政策の経済、政治、安全保障の側面の統合

②EC が担当する安全保障分野の定義づけ

③第三国に対する EC の外交、政治活動の強化

④政治統合へ向けた各国から EC への段階的な権限移譲とその優先分野

6) 東欧・ソ連の激変に関しては、新聞、雑誌、単行本と枚挙に遑がないほど溢れている。例えば、次の文献を参照されたい。

加藤哲郎『東欧革命と社会主義』花伝社、1990年。

「世界」臨時増刊「東欧革命——何が起きたか」第540号、1990年4月。

日本経済新聞社『欧州・最後の革命』日本経済新聞社、1990年。

『ベルリンの壁崩壊』フォト・ドキュメント1989年11月9日、三修社、1990年。

袴田茂樹『ソビエト・70年目の反乱』集英社、1990年。

7) 東西両独の統一をめぐる最近の動きは、ほぼ次のとおりである。

1989年11月9日、東独政府は、「ベルリンの壁」開放を決定した。

1989年11月28日、コール西独首相は、ドイツ統一に向けて10項目提案を発表した。

1989年12月19日、両独首相は、「条約共同体」を構築することで一致した。

1990年2月1日、モドロウ東独首相（当時）は、軍事的中立を条件にドイツ統一に向けて4段階提案を発表した。

1990年2月13日、両独首相は、連邦国家をつくることで合意した。

1990年2月13日、米英仏ソと東西両独の外相がオタワで、ドイツ統一について協議し、「2プラス4」方式を決めた。

1990年3月18日、東独初の自由選挙で、保守派のドイツ連合（キリスト教民主同盟、ドイツ社会同盟、民主主義の出発）が大勝した。

1990年4月24日、両独首相は、通貨・経済・社会保障同盟を7月2日をめどに実施し、西独マルクを共通の通貨として東独に導入することで合意した。

1990年5月18日、両独は、経済統合をめぐる交渉で最終的に合意し、「両独の通貨・経済・社会保障同盟創設に関する国家条約」に調印した。

1990年6月21日、両独議会は、経済統合のための両独国家条約を批准した。また、両独議会はオーデル・ナイセ線を統一ドイツとポーランドの国境として最終的に承認する決議を採択した。

1990年7月1日、通貨・経済・社会保障同盟の創設に関する国家条約が発効した。

1990年8月23日、東独人民議会は、東独の西独編入期日を10月3日とする決議案を採択した。

1990年8月31日、両独政府は、両独の法体系を統一する「ドイツ統一条約」を閣議決定し、正式調印した。

1990年9月12日、東西両独と米英仏ソの対独戦勝国による2プラス4外相会議（六ヶ国外相会議）は、ドイツ統一の国際的枠組を取り決めた「ドイツ問題の最終解決に関する条約」に調印した。

1990年9月20日、両独議会は、「ドイツ統一条約」を批准した。

1990年10月3日、統一ドイツが発足した。

1990年12月2日、統一ドイツ連邦議会総選挙が行われた。

1991年1月17日、新連邦議会が招集され、翌18日新政府が発足した。

- 8) 統一ドイツの NATO 帰属問題——西独連邦軍、西独駐留 NATO 軍、東独国家人民軍、東独駐留ソ連軍をドイツ統一後どのように扱うかという問題——をめぐる最近の動きは、ほぼ次のとおりである。この問題については、西独、東独両政府とも NATO 帰属を基本政策として打ち出し、東欧諸国もこれを支持してきたが、ソ連はこれに強く反対し、統一ドイツの中立化、非同盟化、NATO と WTO への二重加盟化などを主張してきた。

1990年5月3日、NATO 臨時外相会議は、統一ドイツの NATO 残留を公

式方針とすることで合意した（1990年5月4日付け朝日新聞）。

1990年5月17日、米西独首脳会談は、統一ドイツを NATO の正式加盟国とする方針を確認し、NATO の政治同盟への移行を進めることで一致した（1990年5月18日付け日本経済新聞）。

1990年5月22—23日、NATO 国防相会議は、東欧情勢の激変により欧州の軍事的危険は大きく低下しているとの認識に立って、1977年以來の国別軍事費年3%増という目標を放棄することで合意した（1990年5月23日付け日本経済新聞、同5月24日付け朝日新聞）。

1990年5月31—6月3日、ブッシュ、ゴルバチョフ両大統領は、米ソ首脳会談後の共同記者会見で、ドイツ統一問題については、両国の意見に相違点が残ったが、両独と戦勝4ヵ国の「2プラス4」会議を含め、対話を継続させることを確認するとともに、最終的な決定はドイツ自身が行うべきだという点では意見の一致をみた（1990年6月4日付け日本経済新聞、朝日新聞）。

1990年6月7日、ワルシャワ条約機構（WTO）首脳会議は、WTO を抜本的に改革し、軍事同盟から政治組織に移行するという趣旨を盛り込んだ共同宣言に調印した（1990年6月8日付け朝日新聞、日本経済新聞）。

1990年6月7—8日、NATO 外相会議は、WTO 首脳会議が軍事同盟からの脱却を宣言したことを「建設的な協調への準備」であるとして歓迎する特別声明を発表した（1990年6月9日付け朝日新聞）。

1990年7月5—6日、NATO 首脳会議は、対立を続けてきた WTO との関係を一変し、政治的役割の強化を謳った「ロンドン宣言」を採択した。宣言は①ソ連・東欧諸国との相互不可侵宣言を提案②戦術核の使用を最後の手段と位置づけるなど核戦略を修正③ゴルバチョフソ連大統領ら東側首脳の NATO 本部招請を柱に、一層の軍縮を展望する歴史的内容になっている（1990年7月7日付け日本経済新聞、朝日新聞）。

- ①欧州の安全保障のため新たな東西関係の構築を目指し、政治的役割を拡大する
- ②WTO に対し、武力行使を抑え領域を侵さないと約束する相互不可侵宣言を提起する
- ③ゴルバチョフ・ソ連大統領を NATO 本部に招請する
- ④WTO の各国首脳を NATO 本部に受け入れる

- ⑤全欧安保協力会議（CSCE）の役割を強化するため、常設の事務局を設置するとともに、首脳・閣僚会議の定期開催に取り組む
- ⑥周辺国の脅威を減らすため、統一ドイツの兵力規模についても検討する
- ⑦NATO 戦略の基本である柔軟反応戦略を修正し、戦術核などの使用を「最後の手段」と位置づける
- ⑧ソ連が東欧から核砲弾を撤去することを前提条件として、欧州配備の米軍の核砲弾を撤去する
- ⑨欧州通常戦力交渉（CFE）に合意したあと、兵力削減の追加措置について交渉に入る

1990年7月16日、ゴルバチョフソ連大統領は、独ソ首脳会談後の合同記者会見で、統一ドイツの NATO への帰属を受け入れる意向を表明した。独ソ首脳共同声明は次のとおりである（1990年7月17日付け日本経済新聞、同7月18日付け朝日新聞）。

- ①統一ドイツは東西両独とベルリンを含む
 - ②統一実現とともに戦勝4大国のドイツに対する責任と権限は解消される
 - ③統一ドイツは自らの制限のない主権のもとで、どちらの軍事機構に属するかを自由に決定できる
 - ④統一ドイツは東独駐留ソ連軍の3、4年内の撤退実現のため、2国間条約をソ連と締結する
 - ⑤ソ連軍が東独領域に残留する間、NATO はこの地域に進出しない
 - ⑥東独領域にソ連軍が残留する間、西側3ヵ国（米、英、仏）軍はベルリンにとどまることができる
 - ⑦西独はウィーンでの欧州通常戦力交渉（CFE）の場で、統一ドイツ軍の上限を3、4年以内に37万人まで削減するよう提案する用意がある。削減は CFE 条約が発効したのち始まる
 - ⑧統一ドイツは核兵器、化学・生物兵器の生産、保有（権）を放棄し、核不拡散条約に加わる
- 9) EEA づくりをめぐる最近の動きは、ほぼ次のとおりである。
- 1989年3月20日、EC・EFTA 閣僚会議は、EEA の実現に向けて協力を深めていくことを確認した（1989年3月21日付け日本経済新聞）。
- 1989年11月27日、EC 外相理事会は、EEA の創設に向けて、1990年から

EC 統合と日本企業の対応

正式な交渉に入ることによって基本合意した（1989年11月28日付け日本経済新聞）。

1989年12月19日、EC・EFTA 閣僚会議は、EEA の創設を目指して1990年初めから本格交渉を開始することによって合意した（1989年12月20日付け朝日新聞、日本経済新聞）。

1990年4月3日、EFTA 対外貿易担当会議は、EEA 構想を実現するため、5月から EC と公式協議に入る方針を決めた（1990年4月14日付け日本経済新聞）。

1990年6月14日、EFTA 首脳会議は、EEA 創設に向けての基本方針を盛り込んだ共同宣言を採択した。この中で、年内に EC 側と EEA 創設で基本合意し、EC 市場統合と同じ1993年1月1日のスタートを目指すことを正式に確認した（1990年6月15日付け朝日新聞）。

1990年10月23日、EFTA 非公式閣僚会議は、EEA 創設条約について協議し、EC に対して1993年1月1日から、EEA 条約を発効させるよう求めるメッセージを採択した（1990年10月25日付け朝日新聞）。

- 10) 東西両ドイツの統一が急進展する中で、中欧でも、地域の統合や協力を目ざす動きが見られる。①チェコスロバキア、ポーランドによる二ヵ国連邦化構想②チェコスロバキア、ポーランド、ハンガリーによる三ヵ国連邦化構想③イタリア、オーストリア、チェコスロバキア、ハンガリー、ユーゴスラビアによるドナウ・アドリア経済圏構想などがそうである。

これらの構想のうち、最も着実に動いているのは、ドナウ・アドリア経済圏構想である。イタリアを始めとして歴史的、文化的につながりの深いこれら五ヵ国は、1990年8月1日、中欧五ヵ国首脳会議を開き、経済関係を中心に地域協力を強化することで合意した。とはいえ、機構化の道は採らず、「より広い欧州統合の動きの一部」として、将来は発展解消するとの認識で一致した（1990年3月10日、8月2日付け日本経済新聞、同8月2日付け朝日新聞）。

また、チェコスロバキア、ポーランド、ハンガリーは、欧州統合への参加で共同歩調を採ることで合意した（1990年10月18日付け日本経済新聞）。

- 11) ドロール EC 委員長の「欧州同心円」構想がいつごろ唱えられたかは定かではない。その構想が具体化したのは、1989年12月8—9日の EC 首脳会議で、同会議は「12月19日の閣僚理事会で EFTA との交渉開始を決めることを希望する。この交渉は EC と EFTA が来年中に両組織加盟18ヵ国による

EEA の枠組みで協力を強化するための包括的合意を目的としている」(1989年12月10日付け朝日新聞)という主旨の共同声明が発表された頃であったと思われる。

- 12) EC は、1988年9月26日、ハンガリーと、1989年9月19日、ポーランドと、1989年12月18日、ソ連と、1990年5月7日、チェコスロバキアと、そして1990年5月8日、東ドイツおよびブルガリアと、5年または10年の経済貿易協力協定をそれぞれ締結した。EC は、東欧諸国のうち、ルーマニアとはいまだ同協定を締結していない。

協定の内容はほぼ同じで、EC が1994年末頃までにこれらの国々の製品に対する輸入数量規制を段階的に廃止するとともに、合同委員会を設置して、農業、科学技術、エネルギー、金融などの各分野で協力することになっている。

- 13) 1990年4月21日の EC 臨時外相会議において、政治・経済改革の進む東欧諸国との関係を一段と強化する準加盟協定(連合協定)を締結する案が EC 委員会から提出され、合意された。その合意内容は次のとおりである(1990年4月23日付け朝日新聞)。

1. EC が現在東欧各国と締結または締結交渉中の経済貿易協力協定を一步進め、各国と個別にいわゆる準加盟協定(連合協定)を結ぶ。
1. 準加盟協定は経済協力のほか、政治対話の促進、財政支援、文化交流を含む。
1. 経済面では当面、相互の貿易自由化を目標とし、東欧各国の経済が EC 水準に達すれば、人、サービス、資本の自由化も検討する。
1. 準加盟の条件は①法治主義②人権尊重③複数政党制導入④自由公正選挙⑤市場経済導入による経済の自由化とする。
1. この支援構想からソ連は除外するが、政治的理由ではなく、ソ連経済の規模の大きさが別個の配慮を必要とするためである。

以上のような準加盟協定を EC が東欧諸国と締結する案は、1990年4月28日の EC 臨時首脳会議においても承認された。同協定の対象、内容および条件は次のとおりである(1990年4月29日付け朝日新聞、日本経済新聞)。

対象 ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア、ブルガリア、ルーマニア、ユーゴスラビア

内容 相互の貿易自由化から将来、単一市場へ、連合評議会などを設け

EC 統合と日本企業の対応

て政治対話を促進、財政支援、技術援助、文化協力など
条件 法治主義、人権尊重、複数政党制の導入、自由公正選挙の実施、
市場経済への移行

これを受けて EC 委員会は、1990年8月1日、民主化の進んだ上記の東欧諸国と1991年から「欧州協定」（これは EC 委員会が準加盟協定をそう名付けたもの）の締結交渉に入る方針を決めた（1990年8月2日付け日本経済新聞）。

- 14) 1990年4月28日、EC 首脳会議は、ドイツ統一をにらんで、3段階で東独を EC に編入する内容の報告「EC とドイツ統一」を承認した。これにより、東欧圏だった国が初めて EC 市場に組み込まれることになった。東独の EC 編入は、次の手順によって進められる（1990年4月29日付け日本経済新聞）。

第一段階 調整期間

両独の通貨統合から正式統一まで。

税制など東欧の経済、社会を順次、EC 型に改革する。

第二段階 移行期間

両独の正式統一後、一定期間、農業、環境など EC 規制の適用を一部除外する。

第三段階 正式編入

- 15) ミッテラン仏大統領は、1989年12月31日、新年のメッセージの中で「欧州連邦」構想を発表した。この構想は、ゆるやかな国家連合を旨とするもので、東欧各国が複数政党制、自由選挙の実施、代議制、情報の自由を満たした完全な民主化を達成することが、その前提とされている（1990年1月3日付け朝日新聞、同1月24日付け日本経済新聞）。
- 16) 「欧州共通の家」構想は、ゴルバチョフソ連大統領（当時、最高会議議長）が、1987年4月10日、チェコスロバキアを訪問した際、欧州の新しい政治秩序として打ち出したものである。ゴルバチョフ大統領は、大西洋からウラルまでのすべての欧州の国が、政治的、経済的、軍事的な分断を乗り越えて、対等の立場で「共通の家」という一つの共同体をつくろうと呼び掛け（1990年5月6日付け朝日新聞）、こう語った。

「現在の情勢には一つの顕著な特徴がある。東西の国々の間の政治的交流の

前進とは逆に、経済協力が立ち遅れていることだ。歴史には、様々な国が接近していく道が、経済関係によって切り開かれ、政治はその通商によって開拓された道を後から歩むという実例がたくさんある。もし、欧州大陸のすべての国の間、そこにある経済グループの間の交流が自由に発展するなら、欧州はほんとうに『共通の家』になると考える」(1988年10月23日付け朝日新聞)と。

この構想の背景には、「ヨーロッパが長く続いた冷戦に別れを告げ、対話・協力、相互信頼・依存を軸に全欧州が新しい『共同体』を作るときにきている、との思いがある」(1989年7月7日付け朝日新聞)。

- 17) 東西冷戦の終結と統一ドイツの誕生によって、CSCE には、これまでの NATO や WTO に代る安全保障体制の枠組みとしての役割を求める主張が、東西欧州の双方から高まっている。具体的には、①CSCE 機能を強化・充実するため常設事務局を設け、定期的な首脳、外相会議を開く②紛争防止センターを設置して、地域紛争発生の際の協議や処理にあたる③欧州会議を改編するなどの形で CSCE の議会組織をつくる④加盟国の自由選挙の監視機関を創設するなどが提案されている。

しかし、CSCE をどのような役割・機能を持った機構にするかについては、各国の思惑は異なっている。例えば、米国は、CSCE を NATO に代る安全保障機構ではなく、NATO の存続・強化の補完とみなし、CSCE に安全保障機能を持たせることには反対している。これに対してソ連は、軍事同盟としての機能を停止した WTO に代る安全保障機構として CSCE の強化を主張している。一方、イタリアは、軍事調整機構としての西欧同盟 (WEU) を EC に吸収し、EC に軍事機能を持たせることを提案し、さらにベルギーも、WEU を欧州政治協力 (EPC) と合体させ、EC の正規の機関として位置づけることを提唱している。イタリアやベルギーの提案は、これまで経済面を中心としてきた EC に、欧州の外交・安全保障の中心的役割を与えることを狙ったものといわれる。

このように欧州の安全保障体制をめぐるのは、NATO の推進派 (米国、英国); EC の政治統合推進派 (フランス、ドイツ、イタリアなど); CSCE の推進派 (ソ連) が三つ巴の形で対立しているが、前二者も CSCE の強化には賛成している (1990年9月26日、27日、10月1日、3日、7日、12日付け朝日新聞)。

18) 大欧州統合に関しては、次の文献を参照されたい。

早房長治『〔欧州合衆国〕ができる日』徳間書店、1990年。

3 EC 統合に背を向ける英国

すでに述べたように、EC は、東欧・ソ連における改革の進展、東西両ドイツの統一の急展開を契機に、市場統合、経済・通貨統合および政治統合を1992年末に同時に実現するという新戦略を打ち出した。しかし、社会・労働憲章を含めて、EC 委員会の推進するこれらの経済・社会・政治統合構想に対しては、英国が1988年の夏以来、基本的に反対の態度を表明している。だが、これらの統合の最重要部分に関しては、EC の憲法に当るローマ条約の改正が必要となり、英国を含む加盟12ヵ国の全会一致が不可欠とされるので、その実現は楽観を許さない情勢にあるといえよう。

では、加盟12ヵ国のうち、なぜ英国のみが反対するのであろうか。これを明らかにするためには、EC と英国をめぐる過去の経緯を振り返っておく必要がある。

第二次大戦後の1946年9月、欧州が巨大な米ソの谷間に追い落された現実を憂えて、かつての欧州の栄光を取り戻すために、欧州統合の口火を切ったのは、なんとチャーチル英首相（当時）であった。チャーチルは、アメリカ合衆国をモデルにした欧州合衆国づくりを提唱したのである。

欧州統合論者には、チャーチルのほか、モネ、シューマン、アデナウアー等がいたが、モネとシューマンの合作「シューマン・プラン」は、1953年2月、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）として実を結ぶことになる。しかし、英国はこれに加盟しなかった。このプランの超国家的性格が、国家主権を制約するのを恐れたからである。

英国は同じ理由から、その後の欧州経済共同体（EEC）、欧州原子共同体（EURATOM）の創設にも背を向けた。1967年7月、これら三共同体

の諸機関が統合されて、今日の欧州共同体（EC）が生誕をみたわけである。

英国は、EC の中核をなす EEC の創設に背を向けるどころか、EEC の創設をあくまでも阻止しようとさえ試みた。しかし、欧州自由貿易連合（EFTA）の設立による EEC 阻止の試みは、失敗した。EEC 加盟 6 ヶ国の結束力が強かったからである。EFTA が英国の提唱で 1960 年 5 月に発足してから、わずか 1 年 3 ヶ月後の 1961 年 8 月、英国は EEC 加盟を申請した。

その理由は、域内の自由貿易のみを目ざす EFTA に比べて、共同市場を目ざした EEC の発展が遥かに大きかったこと、英国経済が停滞していたこと、東西冷戦が深まる中であって、西側の結束が叫ばれたこと等である。しかし、1 回目の加盟申請（マクミラン保守党政権）は、ドゴール仏大統領（当時）の強い反対のため却下された。ドゴールは、英国の背後にいる米国の影響力が EEC に及ぶのを恐れたからである。1967 年 5 月の 2 回目の加盟申請（ウィルソン労働党政権）も、ドゴールの反対によって拒否された。英国は、農業問題とポンド問題を抱えていたからだ。

その英国にも加盟の機会がめぐってきた。一つには、1969 年 4 月、ドゴール大統領が失脚し、ポンピドゥーが大統領に就任したからである。いま一つには、同年 12 月のハーグ首脳会議において、EC 拡大（EEC 拡大ではない！）が決定され、英国（ヒース保守党政権）など 4 ヶ国との加盟交渉が EC 側から働きかけられたからである。こうして 1973 年 1 月、英国の EC 加盟が実現した。

EC は、さきのハーグ首脳会議で、国際組織史上初の「固有財源」制度を導入した。それは、農業課徴金、関税収入、付加価値税収入を財源とするものだが、これが実現されたのは 1979 年以降で、それまでは農業課徴金、関税収入、加盟国分担拠出金で賄っていた（1988 年 2 月のブリュッセル

ル首脳会議で、GNP の1.2%を第四次財源とすることが決定された)。

EC 予算は、英国の加盟前から歳入面では各国の拠出額が不合理であり、また、歳出面では農業支出への偏りが大きいという問題を抱えていた。旧植民地との貿易に力を入れ、貿易国家として栄えながら、長期にわたって経済が停滞し、余剰農産物の問題がほとんどない英国にとって、EC 加盟は明らかに不利だった。西ドイツに次いで、負担額が受益額より多い英国は、この点が不満だった。1979年5月にサッチャー政権が登場して以来、英国は EC 脱退を仄かしながら、EC 予算面での不利の是正を強く求めた。

さらに、さきのハーグ首脳会議では、EC を単なる共同市場から経済・通貨同盟へ脱皮させることも決定されていた。その第一歩として、シュミット西独首相（当時）の提案により、1979年3月、欧州通貨制度（EMS）が発足した。しかし、英国だけはこれに加盟しなかった（正確に言えば、ERM〔為替相場メカニズム〕へは参加しなかった）。それによって国家主権が制約されるのを恐れたからである。1989年6月、サッチャー英首相は、英国のインフレ率低下等を条件に、ポンドの ERM 参加を認めたが、EMS 全面加盟の時期については明言しなかった。さしも辣腕のサッチャー首相も、統一ドイツの実現、早期加盟を叫ぶ国内世論などに抗し切れず、1990年10月8日から EMS に全面加盟することを決断した。

EC と英国をめぐる以上のような経緯は、サッチャー対¹⁾ドローール論争に凝縮されているように思われる。それは統合 EC 市場の将来像に関わる論争であり、EC 市場統合後の EC を動かすものは誰かが争点になっている。ドローール EC 委員長が、加盟12ヵ国は、EC を一種の中央政府とした一つの国家に近いものになるべきだと主張したのに対し、サッチャー英首相は、国家主権を放棄した「国境のない欧州」なんて英国はごめんだと主張している。このサッチャー首相の見解は、EC 市場の統合に始まる一連の経済・社会・政治統合に対する態度表明に当って、一貫しており、英

国の従来がらの基本姿勢であるといえよう。²⁾

- 1) EC 市場統合の意義は二つある。一つは、3 億2,000 万人もの人口を抱える単一市場が出現することである。もう一つは、加盟 12 ヶ国が国家主権の一部を、歴史上初めて話し合いによって、EC という個々の国家を超えた存在に委譲することである。いうまでもなく、EC 市場統合のより大きな意義は、後者に置かれている。ところが、この後者にいう国家主権の一部委譲をめぐる、欧州合衆国論争が、サッチャー英首相とドロー EC 委員長らとの間で繰り広げられた。それは統合 EC 市場の将来像に関わる論争であり、EC 市場統合後の EC を動かすものは誰かが争点になった。

論争のきっかけになったのは、1988 年 7 月にドロー委員長が欧州議会で行った演説である。「10 年後には、経済と、そして多分財政や社会関係の新立法の 80% は、各国議会ではなく EC でつくられるだろう」(1988 年 10 月 5 日付け朝日新聞)と。つまり加盟 12 ヶ国は、EC を一種の中央政府とした一つの国家に近いものになるべきだ、と同委員長は主張した(1988 年 10 月 8 日付け朝日新聞)。ベルギーのマルテンス首相も「現在進めている貿易障壁除去には、経済、政治面での協力が欠かせず、それは必然的に一種の連邦制につながる」と述べた(1988 年 10 月 5 日付け朝日新聞)。

その 3 週間後、サッチャー首相が英 BBC 放送とのインタビューで、「全くばかばかしい話。いわゆる欧州合衆国の推進者の言っていることなど、私の生きている間には決して実現しない」とかみついた。ついで 9 月 20 日、ベルギーのヨーロッパ大学で、同首相は「私に欧州統合の話をさせるのは、ジンギスカンに平和共存の話させるようなものだ」と演説した。そしてさらに、「欧州が強力なのは、フランスがフランスとして、スペインがスペインとして、それぞれ自分の習慣、伝統を守っているからだ」(1988 年 10 月 5 日付け朝日新聞)と。つまり国家主権を放棄した“国境なきヨーロッパ”なんて英国はごめんだ、と同首相は述べた(1988 年 10 月 8 日付け朝日新聞)。ローソン英蔵相(当時)も「市場統合はあくまでも経済的な議論。統一通貨や政治統合などを議論するのは全くナンセンスだ」と述べた(1988 年 10 月 21 日付け日本経済新聞)。

このサッチャー対ドロー論争は、第二次大戦後の復興にあたって、欧州は欧州合衆国を目指すのか(連邦主義)、それとも欧州は個別の主権国家の協力

：体制でいくのか（連合主義）という 40 数年前の路線問題をめぐる論争の再燃であるといわれている。

サッチャー首相が EC 委員会の市場統合に関する基本政策に対する批判を強めたのは、欧州政府、欧州中央銀行、通貨統合など、共同市場創設の次段階の政策にまで欧州各国政府や EC の論議が進んでいたことが背景にあった。同首相は、選挙で選ばれたわけではない EC の官僚機構が肥大化して、各国の政策に介入してくることを最も嫌っていたのである（1988 年 9 月 30 日付け日本経済新聞）。

とはいえ、「中央集権化した欧州政府構想は悪夢だ」などと息巻いたサッチャー首相の EC 批判は、英国内で反発も呼んだ。野党から「サッチャリズムの欧州への輸出はできない」「欧州中央銀行や通貨統合は、市場統合の避けられない論理的帰結だ」と首相批判が出た（1988 年 9 月 30 日付け日本経済新聞）。

しかし、同首相は、「議論は二つの欧州のどちらを選択するかだ。企業にとってより広い自由に基づいた欧州か、それとも中央集権と規制に基づいた社会主義的手段による欧州か」と畳み掛け、企業家の意欲を最大限に発揮させる自由主義経済を、欧州全体に押し広げなければならないと強調した。のみならず、同首相は、EC の官僚主導型市場統合路線を「社会主義」と断定し、これにあくまでも抵抗していく姿勢を示した（1988 年 10 月 16 日付け日本経済新聞、同 10 月 25 日付け朝日新聞）。

こうしたサッチャー首相の言動、思惑をよそに、欧州大陸諸国の間では、統合を視野に入れた協力強化の動きが着々と進み、英国では、EC 支持派の欧州主義者の不安が高まっていった。例えば、英国が EC 加盟を果たした 1973 年当時、首相の座にあったヒースは、「他の EC 加盟国は英国と一緒にであろうとなかろうと、前に進もうとしている。統合欧州の中にこそ英国の未来がある」と警告した（1988 年 10 月 30 日付け朝日新聞）。

ドロール EC 委員長は 10 月 26 日、ストラスブールの欧州議会で、「われわれはこれ以上、欧州の将来に関する観念的な衝突を望まない」と述べ、いまは観念的な論争よりも市場統合に向けて一步一步、各国の協力を促進するのが大切だ、と強調した。さらに同委員長は、「欧州の基本は多様性の尊重」にあり、「人びとは将来とも自国に誇りを持つことができる。また、同時に欧州人である」と述べた（1988 年 10 月 27 日付け日本経済新聞）。

これは余談だが、パークレイズ銀行（英国）のジョン・クイントン会長と日経ビジネス編集長との次の問答は、まことに興味深い（日経ビジネス，1988年12月19日号，20ページ）。

問：サッチャー首相の発言などをみると英国は欧州から一歩身を置いているようですが。

答：新聞の見出しではなく、サッチャー首相の演説を詳しく読めば、彼女が単一 EC 市場への加入を望んでいることは疑いの余地がありません。彼女はマスコミで言われているよりもはるかにヨーロッパ的な人なのです。彼女はこれまでに一部の EC 委員が推進している統制色や管理的色彩の濃い社会主義的な政策を排除することに成功しましたが、なぜ彼女がそうした政策の排除に固執したかと言えば、再び英国にそうした政策が持ち込まれる事態を避けたいと考えているからです。

2) EC と英国をめぐる過去の経緯については、次の文献を参照されたい。

日本経済新聞社『EC の知識（新版）』日本経済新聞社，1988年。

4 EC 市場統合への日本企業の対応

欧州では、EC を核として、EC 域内の市場統合から経済・社会・政治統合に向けての動きと、これら一連の EC 統合から大欧州統合に向けての動きとが、同時に力強く進行しているといってよいであろう。これらの新しい動きに対して日本企業がどのような戦略を展開しつつあるかの全容をくまなく明らかにすることは、筆者には荷が勝ちすぎる課題だといわざるを得ない。そこで、本稿では、EC 域内の市場統合に的を絞り、日本企業が EC 市場統合に向けてどのような対応を行っているかを取りあげることにしたい。だが、ビジネスとして EC 市場統合に関心を寄せる日本企業にも、統合 EC 市場はマーケットとしての魅力がないため、EC へは進出しないと決めた企業、EC 市場統合の将来像が不透明なため、それが鮮明になるまでは EC への進出を見合せようとする企業、市場統合後の

EC 進出は難しくなると予想されるため、統合前に EC への進出を果たしておこうとする企業、EC へすでに進出し、EC 市場統合への対応を着々と進めつつある企業など、さまざまあるので、ここでは、最近行われた実態調査（東洋経済新報社調査、日本貿易振興会調査、経済団体連合会調査および日本経済新聞社調査）に基づいて、この問題に迫ることにしよう。

1) 東洋経済新報社調査

本調査は、日系海外現地法人の動向を調査したものである。その調査結果（1989年7月1日実施、全世界の日系現地法人を対象）によれば、1989年7月1日現在、海外進出の日系企業数は、全世界で11,484社に達する。地域別でみると、アジア4,299社、北米3,286社、欧州2,173社であり、この3地域で85.0%を占める。国別では、米国の2,995社が最多で、以下、香港751社、台湾686社、シンガポール658社、タイ639社とアジアが占め、さらに英国620社、ドイツ440社が続く。また、1988年1月以降の新規進出数は2,188社で、このうち米国640社、タイ223社、英国147社がベスト3を占める。

ECに目を転じよう。第1に、EC進出の日系企業数を国別・年次別でみると（表6参照）、EC進出数は欧州進出数の90.0%を占め、とくに1984年以降、増え続けている。EC進出の多い国は、英国、ドイツ、オランダ、フランスであり、これら4ヵ国でEC全体の77.4%に及んでいる。しかし、日系企業の進出は、とくに1988年以降、これら4ヵ国のほか、 아일랜드、ベルギー、スペイン、イタリアにも広がっている。

第2に、EC進出の日系企業数を業種別・国別でみると（表7参照）、EC進出の多い業種は、商業、製造業、金融・銀行業であり、これら3業種でEC全体の77.6%に達している。商業では、電気機器、機械、精密機器、化学製品等の販売がとくに多い。製造業では、電気機器、機械、化学

がとくに多く、これら3業種で製造業全体の60.4%を占めている。また、商業、製造業はドイツ、英国、フランスに、金融・銀行業は英国、オランダに、証券・投資業は英国、ルクセンブルクに、サービス業は英国に集中している。さらに製造業について進出先国として人気の高い国をみると、食料品ではフランス、繊維・衣服ではイタリア、フランス、化学ではドイツ、英国、フランス、石油・石炭では英国、機械、電気機器、精密機器ではドイツ、英国、輸送用機器ではスペイン、自動車・部品では英国、スペインが挙げられる。

第3に、日系企業の投資目的をみると(表8参照)、「現地、第三国への販路拡大」および「情報収集」が主な投資目的になっている。これらは、英国、オランダ、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリアでも主な投資目的とされている。しかし、アイルランド、ポルトガル、スペインでは、「現地、第三国への販路拡大」および「現地政府の保護政策上有利」が、またルクセンブルクでは、「ロイヤリティ」が重視されている。

2) 日本貿易振興会調査

本調査は、日系欧州現地法人(製造業)の経営実態を調査したものである。その調査結果(1989年9月—1990年1月実施、EC・EFTA 18ヵ国の日系現地法人529社を対象、回答企業270社、回収率51.0%)によれば、1990年1月末現在、欧州進出の日系企業数は、EC・EFTAで529社に達する。地域別でみると、EC 501社、EFTA 28社であり、ECが94.7%を占める。国別では、英国の132社が最多で、以下、フランス95社、ドイツ89社、スペイン55社が続く。また、1988年1月以降の新規進出数は127社で、このうち英国43社、フランス17社、ドイツ16社、スペイン13社がベスト4を占める。

ECに目を向けよう。第1に、EC進出の日系企業数を業種別・国別で

みると（表9参照）、電子・電機・同部品、化学、一般機械、輸送機械・同部品がとくに多く、これら4業種で製造業全体の63.1%を占めている。食料品はフランスに、化学は英国、フランス、スペイン、オランダ、ドイツに、金属製品は英国に、一般機械は英国、ドイツ、フランスに、電子・電機・同部品は英国、ドイツに、輸送機械・同部品は英国に、精密機械はドイツに集中している。

第2に、日系企業の進出動機をみると（表10参照）、進出動機は多様化しているが、「グローバル化戦略の一環」「輸出から現地生産への転換」および「消費者ニーズへの対応」が主な進出動機になっている。しかし、1987年を境にして「EC市場統合による保護主義化の懸念」「税制面などでの投資優遇措置」および「在欧日系メーカーへの原材料・部品供給」を進出動機とする企業が増えている。

第3に、日系企業の進出先国の決定理由をみると（表11参照）、「物流の条件が地理的に良い」「英語を話す管理職が採用できる」「インフラストラクチャーが整備されている」および「労働者の質が他と比べて良い」が主な決定理由になっている。国別でみると、英国については「英語を話す管理職が採用できる」「物流の条件が地理的に良い」「インフラストラクチャーが整備されている」等が、ドイツについては「インフラストラクチャーが整備されている」「国内市場規模が大きい」「交通網が整備されている」等が、オランダ、ベルギーについては「物流の条件が地理的に良い」「英語を話す管理職が採用できる」が、フランスについては「物流の条件が地理的に良い」が、またスペイン、ポルトガルについては「労働コストが安い」が主な決定理由とされている。

第4に、EC市場統合による日系企業への影響をみると（表12参照）、まず予想される影響としては、「商機の拡大」「物流パターンの変化」「税関手続きの簡素化」「安全・衛生・環境基準の規格統一」等のプラスの影

響要因と、「相互主義」「保護主義」「EC 企業の活力」「欧米企業との競争激化」「日本企業との競争激化」等のマイナスの影響要因とが、相半ばして挙げられている。目下のところ、これらの予想される影響に比べて、日系企業が受けている影響は小さいが、「物流パターンの変化」に伴う EC 市場での「商機の拡大」は、日系企業に対し、すでに「欧米企業との競争激化」をもたらしつつある。

第5に、日系企業の EC 市場統合への対応策をみると（表13参照）、日系企業は、「現地部品調達率の引き上げ、現地人材の登用等による欧州企業化」、生産・販売・資金調達・技術開発を一元的に統括する「欧州地域統括会社の設立」「派遣駐在員の充実」による経営の現地化、現地のニーズに合った設計・デザイン・製品開発を行う「デザインセンター・R & D 拠点の設置」による研究開発の現地化を推し進め、それによって「欧州内生産シェアの向上」を図ろうとしている。

そこで、これら生産・経営・研究開発の現地化の状況をみてみよう。まず、親企業から通常の業務（労働者の雇用、勤務体制の変更、賃金の決定、管理職の採用、原材料の調達など）の遂行に必要な権限を委譲された日系企業は非常に多く（234社中213社）、現地の自主性はかなり進んでいる。しかし、役員の任免、資本金の変更、利益の処分、投融資の決定などの権限までも委譲された日系企業はきわめて少ない。現地部品調達率は、とくに電子・電機、精密機械などの加工組立分野では、現地部品メーカーの質の向上や非欧州部品メーカーの欧州進出によって向上している（43.6%→56.5%）。現地下請メーカーをもつ日系企業も増えている（213社中111社）。だが、納期、品質、価格に関しては、日系企業の不満が多い（不満足と答えた75社中、納期の不満は59社、品質のそれは55社、価格のそれは46社）。つぎに現地人の登用は、全製造分野で進んでいる（240社中168社）。だが、現地人の役員就任率は、1社当り27.6%にすぎず、現地

人の経営参加はまだ進んでいない。欧州地域統括会社は、検討中のものを含めて、着々と設立されている（223社中99社）。職務能力、業務知識・経験、語学力、健康、適応性などを求められる欧州派遣駐在員の育成も、徐々に進められている（223社中63社）。さらに、デザインセンター・R & D 拠点は、73ヵ所に設置されている。基礎研究・製品開発・設計・デザインを「すべて本社で一元化する」企業は少なく（227社中41社）、「設計・デザインの一部は現地に任せる」企業や、デザインセンター・R & D「拠点を国際的に設置する」企業が多い（いずれも227社中93社）。なぜなら、「現地で生産する製品は現地ニーズに合わせ」「現地動向をいち早くつかみ、技術競争激化に対応し」「外国人研究者を雇用し、着想、考え方において研究開発の幅を広げる」等の必要があるからである。

3) 経済団体連合会調査

本調査は、日本の大企業925社（金融業187社、非金融業738社）から構成される経団連が、会員企業のEC市場統合への関心、対応等を調査したものである。その調査結果（1989年9月実施、経団連会員企業を対象、回答企業451社、回収率48.8%）をみてみよう。

第1に、EC市場統合に対する会員企業の関心をみると（表14参照）、関心は高く、「強い関心」または「一般的関心」をもって情報収集を行っている企業が78.9%を占めている。関心の内容をみると、物理的障壁については、通関手続きの簡素化、残存輸入制限の廃止に、技術的障壁については、工業規格・安全基準の統一・認証、資本移動の自由化、法人税制の調和、金融・証券に関する法制の調和などに、財政的障壁については、付加価値税制の接近に対する関心がとくに高い。また、ECの共通政策については、非金融業は共通自動車政策、社会・労働憲章、金融業は第2次銀行指令案、証券・保険業務に関する共通政策に対して、強い関心をもつ

ている。

第2に、EC 市場統合の自社への影響をみると（表15参照）、「何がしかの好影響を受ける」「商機が拡大する」とみる企業よりも、「ビジネスは難しくなる」「ビジネスはやりにくくなる」「EC 企業との競争が激化する」「日系企業との競争が激化する」とみる企業の方がやや多い。

第3に、EC 市場統合への対応の状況をみると（表16参照）、「対応はひとまず済んだ」企業が少しはあるが、大部分の企業は「対応を模索中」または「対応策をとりつつあるが、まだ不十分」の状況にある。具体的な対応策としては（表17参照）、現地拠点の拡充・新設を始め、現地企業との合併、現地企業の M & A、現地企業との技術・販売提携、欧州統括会社の設置、現地での R & D 体制の整備、本社や現地での対策本部の設置などが講じられている。とりわけ多いのは、現地拠点の拡充・新設である。EC 市場全域を視野に入れた企業、EC 市場のみならず、EFTA 市場や東欧市場をも視野に入れた企業、拠点国の市場に重点を置いた企業などがあり、拡充・新設の狙いは企業によってまちまちである。だが、現地拠点の拡充・新設に当っては、人材確保の難しさ、現地部品の入手難、言語、ローカル・コンテンツ要求、経営スタイル（日本的経営が理解されにくいなど）に悩む企業が多い。

第4に、現地における R & D の状況をみると（表18参照）、R & D の施設を持っている企業は少なく、その施設も、「ある程度の技術アプリケーションを行うだけの施設」「製品テストを行う程度の施設」「デザイン開発の施設」あるいは「基本コンセプトを開発するだけの施設」の域を出ていない。

第5に、EC 市場統合が欧州経済に及ぼす影響をみると（表19参照）、「欧州経済は成長、雇用、インフレの面で大きく好転する」「欧州企業の集約化が進み、欧州産業の復権が成る」とみる企業が圧倒的に多い。また、

「日本から欧州への技術移転が進む」とみる企業も多い。

4) 日本経済新聞社調査

本調査は、日本の主要企業の EC 市場統合戦略を調査したものである。その調査結果（1989 年 10 月—11 月実施、輸出売上高上位 300 社を対象、回答企業 131 社、回収率 43.7 %）を取りあげよう。

第 1 に、EC 市場統合で欧州市場はどう変容するかをみると（表 20 参照）、「国によって違うが、概して日本には厳しいものになる」と懸念する企業が多く、回答企業の 66.1% を占め、「日本には利益の多いものになる」とみる企業は少ない。第 2 に、EC 市場統合で欧州は再生するかをみると（表 21 参照）、再生するかどうかは「なんともいえない」と答えた企業が多いが、「強い欧州が実現して、日米に対抗する」とみる企業も多い。しかし、一部には「強い欧州の実現は無理だろう」とみる企業もある。第 3 に、EC 市場統合で欧州経済圏はどう変るかをみると（表 22 参照）、大多数の企業は「企業間、各国間の競争が一段と激化する」のみならず、「M & A が増加し、産業ごとの寡占化が進む」とみている。

第 4 に、日本企業の進出で欧州産業界はどうなるかをみると（表 23 参照）、「再編成が進み、地元勢の厳しい生き残りが表面化する」とみる企業が多いが、一部には「現地企業の反発で摩擦が激化する」とみる企業もある。現地生産法人については、すでに 41.7% の企業が「持っており」、9.6% の企業は「現在はないが計画中」であり、企業の半数が現地生産に動き出している。その欧州工場を「欧州域内への供給」と位置づける企業が 71.2% を占め、さらに 18.6% の企業も「欧州域内への供給に加え、米国への輸出」を狙っている。また、欧州への生産投資で一番重視する国としては（表 24 参照）、英国が最も多く、ついでドイツ、スペイン、フランスと続く。さらに、新規投資の決め手となるのは、「労働の質」「言葉の間

題」「地元の誘致活動」である（表 25 参照）。

第 5 に、現地化への努力をみると（表 26 参照）、「ビジネスを中心にする」企業が過半数を占め、「イメージ向上に役立たせる」企業も少しはある。現地化の内容をみると、研究開発については、「移しつつある」企業や「できるものから移す」企業はまだ少ない（表 27 参照）。現地部品調達率の目標値については、60% 以上、できれば 80% 以上を目指す企業が多い（表 28 参照）。現地人の現地法人トップへの登用については、「トップにしている」企業や「将来、登用の道を開きたい」企業が多い（表 29 参照）。また欧州本部については、「計画はない」企業や「計画はあるが、具体化は未定」の企業が多く、「持っている」企業も「持っていないが、計画中」の企業も少ない（表 30 参照）。

以上において、日本企業の EC 進出と EC 市場統合への対応に関する 4 つの実態調査を取りあげてきたのであるが、まず、日系企業の進出と EC 市場統合への対応に関する東洋経済新報社および日本貿易振興会の調査結果を製造業企業に絞ってみれば、それは次のように要約され得るであろう。

- ① 進出動機は多様化しているが、「グローバル化戦略の一環」「輸出から現地生産への転換」「消費者ニーズへの対応」「現地、第三国への販路拡大」「情報収集」が主な進出動機になっている。しかし、1987 年を境にして「EC 市場統合による保護主義化の懸念」「税制面などでの投資優遇措置」「在欧日系メーカーへの原材料・部品供給」を進出動機とする企業が増えている。
- ② 国別では、英国、ドイツ、フランスへの進出が多い。また、業種では、電気機器、機械、化学の進出が目立ち、いずれも英国、ドイツ、フランスに集中している。

③ 進出先国の主な決定理由としては、「物流の条件が地理的に良い」「英語を話す管理職が採用できる」「インフラストラクチャーが整備されている」「労働者の質が他と比べて良い」が挙げられる。

④ EC 市場統合への対応策としては、欧州地域統括会社の設置、現地人の登用、現地部品調達率の引き上げ、デザインセンター・R & D 拠点の設置等による生産・経営・研究開発の現地化が講じられ、それらの現地化は、着々と進められつつある。

つぎに、日本企業の EC 進出と EC 市場統合への対応に関する経済団体連合会および日本経済新聞社の調査結果は、次のように要約され得るであろう。

① EC 市場統合への関心は高く、情報収集が盛んに行われている。とくに関心が高いのは、統合プログラムでは、通関手続きの簡素化、工業規格・安全基準の統一・認証、資本移動の自由化等であり、また、EC の共通政策では、共通自動車政策、第 2 次銀行指令案等である。

② EC 市場統合により「欧州経済は成長、雇用、インフレの面で大きく好転する」が、「企業間、各国間の競争が一段と激化し」「産業ごとの寡占化が進み」「欧州産業の復権が成り」「強い欧州が実現して、日米に対抗する。」

③ 欧州市場は「概して日本には厳しいものになる」が、日本企業の進出により、欧州産業界では「再編成が進み、地元勢の厳しい生き残りが表面化する。」日本企業は、生産投資国として英国、ドイツ、スペイン、フランスを最も重視し、「欧州域内への供給」に重点を置く現地生産法人を増やしつつある。

④ EC 市場統合への対応策としては、現地拠点の拡充・新設、現地企業との合併、現地企業の M & A、現地企業との技術・販売提携、R & D 体制の整備、欧州統括会社（欧州本部）の設置、現地人の現

地法人トップへの登用、現地部品調達率の引き上げ等による生産・経営・研究開発の現地化が、「ビジネスを中心に」講じられ、それらの現地化は、徐々に進められつつある。

表6 日系企業の EC 進出数 (国別・年次別)

合 計		1970年 1971 1976 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988年 不明													
		以前				～80年以降									
欧 州 計		2,173	162	293	294	89	92	75	102	138	150	199	443	136	
E C 計		1,955	150	270	259	72	81	68	88	122	135	183	403	124	
デン マ ー ク		20		6	1	2	1		1			3	2	4	
イ ギ リ ス		620	28	67	68	20	26	20	32	50	52	74	147	36	
ア イ ル ラ ン ド		27	1	3	3	2					1	1	10	6	
オ ラ ン ダ		228	6	38	22	7	13	6	9	16	15	29	59	8	
ベ ル ギ ー		105	16	22	21	12	2	5		3	3	2	13	6	
ル ク セ ン ブ ル ク		60	7	13	4	2	2	1	4	9	6	8	4		
フ ラ ン ス		225	18	33	32	2	6	10	8	18	17	20	49	12	
ド イ ツ		440	60	61	78	18	22	20	23	18	26	23	67	24	
ポ ル ト ガ ル		21	3	3	1	1	1	1				3	4	4	
ス ペ イ ン		91	3	10	12	1	4	2	5	3	8	10	23	10	
イ タ リ ア		109	8	11	14	5	3	2	5	5	7	10	25	14	
ギ リ シ ャ		9		3	3		1	1	1						

出所：東洋経済新報社『海外進出企業総覧 1990』1990年1月より作成。

EC 統合と日本企業の対応

表7 日系企業の EC 進出数 (業種別・国別)

業 種	業 種	業 種	国															
			合 計	デン マ ー ク	イ ギ リ ス	ア イ ル ラ ン ド	オ ラ ン ダ	ペ ル ギ ー	ル ク セ ン ブ ル ク	フ ラ ン ス	ド イ ツ	ポ ル ト ガ ル	ス ペ イ ン	イ タ リ ア	ギ リ シ ャ			
全農 鋤 建 製	産	業	1,955	20	620	27	228	105	60	225	440	21	91	109	9			
	・	・	5		1					3	1							
	水	業	2		2													
	造	設	33		12	1	4	1		3	4	2	5	1				
	業	業	389	2	119	12	25	19	1	62	79	6	34	27	3			
	食	品	10		2					6	1		1					
	織	服	27		5	2				7		2	1	10				
	木	材																
	パ	・																
	バ	家																
	出	・																
	化	印		3		2						1						
	石	学		56		9	1	11	3		9	10	1	6	5	1		
	ゴ	炭		11		8					1	2						
	窯	革		6		2			1		1	2						
	鉄	土		11		1	1	1	4			3			1			
非	鋼		3		1								1		1			
金	属		3		2					1								
機	製		5		2	1				1			1					
電	器		59		14		5	3		11	17		4	5				
輸	機		120	1	44	6	4	6	1	17	28		10	3				
自	器		4							1			3					
動	品		22		11		1				2	2	6					
精	器		25		9	1	1	1		2	10			1				
そ	他		24	1	7		2	1		5	3	1	1	2	1			
商	・	業	928	14	224	6	79	58	2	120	296	9	44	70	6			
金	・	行	201		81	1	69	9	12	4	18	1	1	5				
証	・	資	143		77		9	3	44	8	1			1				
保		險	15		15													
不	動	産	14		5		3	1		2	1		1	1				
運	・	・	63		24		12	5		6	14		1	1				
サ	一	信	103	2	43	1	11	7		13	17	1	5	3				
株	保	・	50	1	17		16	2	1	4	9							
式	・	他	9	1		6												
不	明	明										2						

出所：表6に同じ。

表8 日系企業の投資目的(国別)

投資目的 国	原材料 資 源 確 保	資源が 豊富で 現地生 産容易	労働力 利用、 コスト 減	現地政 府の保 護政策 上有利	現地、 第三国 への販 路拡大	情 報 収 集	通商摩 擦で輸 出困難	ロイヤ リティ
デンマーク					13	1		
イギリス	6	1	5	20	251	105	16	22
アイルランド			2	5	6		1	2
オランダ	2	1	1	9	86	38	3	3
ベルギー	1		1	5	59	22	2	3
ルクセンブルク					3	6		17
フランス	2	2	1	4	88	36	7	3
ドイツ	2	1	2	6	263	97	14	4
ポルトガル			1	4	6	1		
スペイン	2		5	10	42	5	3	1
イタリア	1	1		3	44	13	2	2
ギリシャ			1	2	5			

出所: 表6に同じ。

表9 日系企業の EC 進出数(業種別・国別)

業種 国	合 計	デン マ ー ク	イ ギ リ ス	ア イ ル ラ ン ド	オ ラ ン ダ	ベル ギー	ルク セン ブル ク	フ ラ ン ス	ド イ ツ	ポ ル ト ガ ル	ス ペ イ ン	イ タ リ ア	ギ リ シ ャ
食 料 品	21		3	1				15	1		1		
織 維 工 業	8		3	1	1					2	1		
衣服・繊維製品	7							3	2			2	
家具・装備品	4							2	1		1		
パ ル プ・紙	3		1						1	1			
化 学	75	1	11	4	10	6		11	9	3	11	8	1
医 薬 品	14			2		1		3	4		3	1	
ゴ ム 製 品	16		1		2	1		4	4	1	3		
窯 業・土 石	13		2	1	1	4		2	2		1		
鉄 鋼 業	4				1	1				1			1
非 鉄 金 属	14		5	1				5		1	2		

EC 統合と日本企業の対応

金 属 製 品	16		7					2	2	1	3	1	
一 般 機 械	65		16		6	1	1	14	16		8	3	
電 子・電 機	86		25	6	3	2		18	19		7	6	
電子・電機部品	53	1	20	5	2	3	1	4	14		2	1	
輸 送 機 械	14		4			1		2		1	5	1	
輸送機械部品	23		14			2		1	1	1	2	2	
精 密 機 械	18		4	1	2	1		3	7				
そ の 他	47	1	16	1	3	4		6	6	1	5	3	1
合 計	501	3	132	22	34	25	2	95	89	13	55	28	3

出所：日本貿易振興会海外経済情報センター『在欧日系企業（製造業）の経営実態——第6回実態調査報告』1990年3月より作成。

表 10 日系企業の進出動機

輸出から現地生産への転換	97
生産コスト削減	34
対日輸入数量制限の回避	48
安価な原材料の確保	7
為替変動リスクの回避	29
グローバル化戦略の一環	179
EC 市場統合による保護主義化の懸念	45
EC 市場統合による経済拡大効果の享受	37
親会社の欧州進出	11
税制面などでの投資優遇措置	44
消費者ニーズへの対応	91
アンチダンピング規制抵触の回避	31
部品アンチダンピング規制抵触の回避	20
欧州のデザイン利用	10
欧州で R & D 実施	16
在欧日系メーカーへの原材料・部品供給	45
米国企業の買収による欧州生産拠点の獲得	4
その他	25

注：EFTA への進出分を含む。

出所：表9に同じ。

表 11 日系企業の EC 進出先国の決定理由

国 理由	合 計	イ ギ リ ス	ド イ ツ	オ ラ ン ダ	フ ラ ン ス	ベ ル ギ ー	ル ク セ ン ブル ク	ア イ ル ラ ン ド	ス ペ イ ン	イ タ リ ア	デ ン マ ー ク	ポ ルト ガ ル	ギ リ シ ャ
インフラが整備されている	74	31	20	4	6	5		2	3	1	1		
国内市場規模が大きい	62	19	20	1	7				8	3		1	
物流の条件が地理的に良い	104	34	17	15	10	9	1	3	8	1	1	1	2
部品産業等の関連産業がある	44	16	12	5	3	1			6	1	--		
交通網が整備されている	57	20	19	5	4	4			4				
英語を話す管理職が採用できる	78	40	3	13	1	7		10		2		1	1
現在の操業地に他の日系メーカーが多く進出している	19	13	2	1	2							1	
労働者の質が他と比べて良い	74	27	17	5	5	5		5	7			1	
労働コストが安い	55	20	1		2	3		7	12	3		6	1
親日的雰囲気がある	45	13	5	3	1	4		7	7			3	1
子女教育の問題が少ない	14	2	9			1			1	1			
原材料の入手条件が良い	22	2	2	3	4	2		2	4	2		1	
その他	82	14	14	10	17	2		4	9	3		2	2

出所：表 9 に同じ。

表 12 EC 市場統合による日系企業への影響

要 因	予想される 影響	すでに受けて いる影響
保護主義	61	4
相互主義	108	2
商機の拡大	116	15
EC 企業の活力	100	7
欧米企業との競争激化	88	29
日本企業との競争激化	58	11
行政手続きの簡素化	53	1
貿易障壁の撤廃	39	6
日本企業の欧州市場からの締め出し	11	1
公共調達・公共事業での新規参入	2	
物流パターンの変化	115	18

EC 統合と日本企業の対応

安全・衛生・環境基準の規格統一	82	10
対日輸入数量割当の撤廃	2	
税制の統一化による税制面のメリットの消失	9	1
税関手続きの簡素化	117	8
EC マークの導入	25	2
その他	10	3

出所：表9に同じ。

表 13 日系企業の EC 市場統合への対応策

欧州地域統括会社の設立	99
デザインセンター・R & D 拠点の設置	78
現地部品調達率の引き上げ、現地人材の登用等による 欧州企業化	128
生産能力の増強、未進出国への生産拠点の確立による 欧州内生産シェアの向上	68
部品会社の育成、日系部品メーカーの欧州進出要請	31
欧州企業との生産・販売提携、欧州企業の買収	42
派遣駐在員の充実	63
労働コスト、税金等でより有利な国への生産拠点の移動	9
EC マークに適合した製品の生産	16
その他	15

出所：表9に同じ。

表 14 EC 市場統合に対する関心

一般的関心をもって公開情報の収集を行っている	204
強い関心をもって独自の情報収集を行っている	152
関心なし	95

出所：経済団体連合会「EC 市場統合問題に関するアンケート調査（中間報告）」1989年
10月より作成。

表 15 市場統合の自社への影響

統合の恩恵を直接享受することはないが、EC 経済が上向くことにより何がしかの好影響を受ける	145
EC 企業との競争が激化する	104
EC は日本企業に対し警戒的・差別的な態度に出てくるので、 ビジネスは難しくなる	90

統合によりビジネス・チャンスが拡大する	76
現地における日系企業との競争が激化する	71
EC は統合の恩恵を日本企業が享受することを許さないで、 ビジネスはやりにくくなる	70
ほとんど影響ない	28
現地における米系企業との競争が激化する	26

出所: 表 14 に同じ。

表 16 市場統合への対応の状況

対応策を模索中	168
対応策をとりつつあるが、まだ不十分	129
対応はひとまず済んだ	26

出所: 表 14 に同じ。

表 17 具体的対応策

現地拠点の拡充	106
現地拠点の新設	62
現地企業との合併	54
欧州統括会社の設置	44
現地企業の M & A	38
現地企業との技術提携	30
現地での R & D 体制の整備	26
現地企業との販売提携	26
本社内に対策本部を設置	22
統合市場を視野に入れて米国、その他地域の拠点を拡充	20
現地に対策本部を設置	20
現地で弁護士・コンサルタントと新たに契約	17
EFTA 諸国に拠点を置く	13
業界としてロビイングをする必要があると考えている	4

出所: 表 14 に同じ。

表 18 現地における R & D の状況

R & D の施設を全くもっていない	54
ある程度の技術アプリケーションを行うだけの施設はある	24
製品テストを行う程度の施設はもっている	22
デザイン開発の施設・設備をもっている	9
基本コンセプトを開発するだけの施設をもっている	6

出所: 表 14 に同じ。

EC 統合と日本企業の対応

表 19 統合が欧州経済に及ぼす影響

欧州経済は成長、雇用、インフレの面で大きく好転する	183
欧州産業の集約化が進み、欧州産業の復権が成る	172
日本から欧州への技術移転が進む	125
欧州経済・産業に大きな変化はない	45
統合の利益を主として日米企業が享受し、欧州産業の影は薄くなる	7

出所：表 14 に同じ。

表 20 EC 統合による欧州市場の変容

国によって違うが、概して日本には厳しいものになるだろう	66.1%
なんともいえない	12.1
国によって違うが、概して日本には利益の多いものになるだろう	11.3
その他	10.5

出所：1989年12月17日付け日本経済新聞。

表 21 EC 統合による欧州の再生

なんともいえない	43.5%
強い欧州が実現して、日米に対抗するだろう	37.9
強い欧州の実現は無理だろう	18.6

出所：表 20 に同じ。

表 22 EC 統合による欧州経済圏の変化

企業間、各国間の競争が一段と激化する	47.6%
M & A が増加し、産業ごとの寡占化が進む	41.1
その他	11.3

出所：表 20 に同じ。

表 23 日本企業の進出による欧州産業界への影響

再編成が進み、地元勢の厳しい生き残りが表面化する	41.9%
日本企業は現地企業を手助けする必要がある	35.5
現地企業の反発で摩擦が激化する	12.1
その他	10.5

出所：表 20 に同じ。

表 24 欧州への生産投資で一番
重視する国

英国	31.5%
ドイツ	22.6
スペイン	10.5
フランス	7.3
オランダ	7.3
イタリア	3.2
アイルランド	2.4
その他	15.2

出所：表 20 に同じ。

表 25 新規投資の決め手

労働の質	39.5%
言葉の問題	31.5
地元の誘致活動	30.6

出所：表 20 に同じ。

表 26 現地化への努力

ビジネスを中心に	60.0%
イメージ向上に役立たせる	20.9
必要ない	7.8
その他	11.1

出所：表 20 に同じ。

表 27 研究開発の持ち込み

わからない	51.3%
移しつつある	13.9
できるものから移す	17.4
移すつもりはない	17.4

出所：表 20 に同じ。

表 28 現地部品調達率の目標値

80% 以上	33.9%
70-80%	10.2
60-70%	20.3
60% 未満	10.2
無回答	25.4

出所：1989 年 12 月 19 日付け日経産業新聞。

表 29 現地人の現地法人トップへの登用

将来、登用の道を開きたい	39.1%
トップにしている	28.7
その他	32.2

出所：1989 年 12 月 21 日付け日経産業新聞。

表 30 欧州本部の状況

持っている	14.8%
持っていないが、計画中	9.6
計画はあるが、具体化は未定	29.6
計画はない	46.0

出所：1989 年 12 月 27 日付け日経産業新聞。

5 EC 市場統合への欧米企業の対応

周知のように、EC では、1980 年代前半に経済成長の鈍化、産業構造

の硬直化，産業・企業競争力の低下，高い失業率，先端技術開発の遅れなどが表面化し，世界の政治・経済の両面で，EC の及ぼす影響力が著しく低下した。その主因は，市場が分断されていることにあった。EC がこのままでは，EC は日米に経済的に支配されてしまうという危機感がつのってきた。加盟 12 ヶ国の首脳は，この分断された市場を統合し，規模の利益を引き出すことによって，欧州を復権させようと考えた。こうした背景のもとに，今日，大きな盛りあがりを見せている EC 市場の統合は，共同市場（単一市場）を創設して域内企業の競争力を強化し，日米の経済的覇権に楔を打ち込むことに目的がある。

では，その目的は，EC 企業によっていかに実現されようとしているのであろうか。それは，EC 産業を中心とする欧州産業の国境を越えた再編成として展開されつつある。もっともそれは，全産業にわたって展開されているわけではなく，日米企業と互角に戦える産業，わけても航空，軍需，通信機器，重電機，自動車などの分野で顕著に見られるにすぎない。以下，これらの産業における再編成の動きを追ってみよう。

1) 航空産業

欧州航空産業では，EC 市場統合による空の自由化（外国航空の国内航空参入などの規制緩和）に向けて航空各社の生き残り競争が激しく，次の 3 グループに集約される傾向が強い。

① BA・KLM・サベナグループ

英国航空（BA），KLM 航空（オランダ）およびサベナ航空（ベルギー）は，新航空会社「サベナ・ワールド航空」を設立することで合意した。3社はサベナ 60%，BA 20%，KLM 20%の割合で出資し，空港施設の共同利用，国際線の共同運航を行う。BA は北米路線，サベナはアフリカ路線に強く，欧州最大の航空グループが誕生する。

② AF・LH グループ

エールフランス航空 (AF) およびルフトハンザ航空 (LH) (独) は、英国主導型の空の自由化を阻止するために、営業、技術など広範な分野で提携することで合意した。両社はイベリア航空 (スペイン) との提携も交渉中である。アリタリア航空 (イタリア) もこのグループに加わる可能性が高い。

③SAS・スイスグループ

スカンジナビア航空 (SAS) (北欧) およびスイス航空は、他グループとの競争力を強化するため、5—10% の株式持ち合いを含む広範な資本・業務協力協定を締結した。これとは別に、SAS は、フィンエアー航空 (フィンランド)、コンチネンタル航空 (米国)、全日空やブリテン・ホールディングズ航空 (英国) とも、またスイス航空は、オーストリア航空やクロスエアー航空 (スイス) とも提携し、自らの経営基盤を強化している。

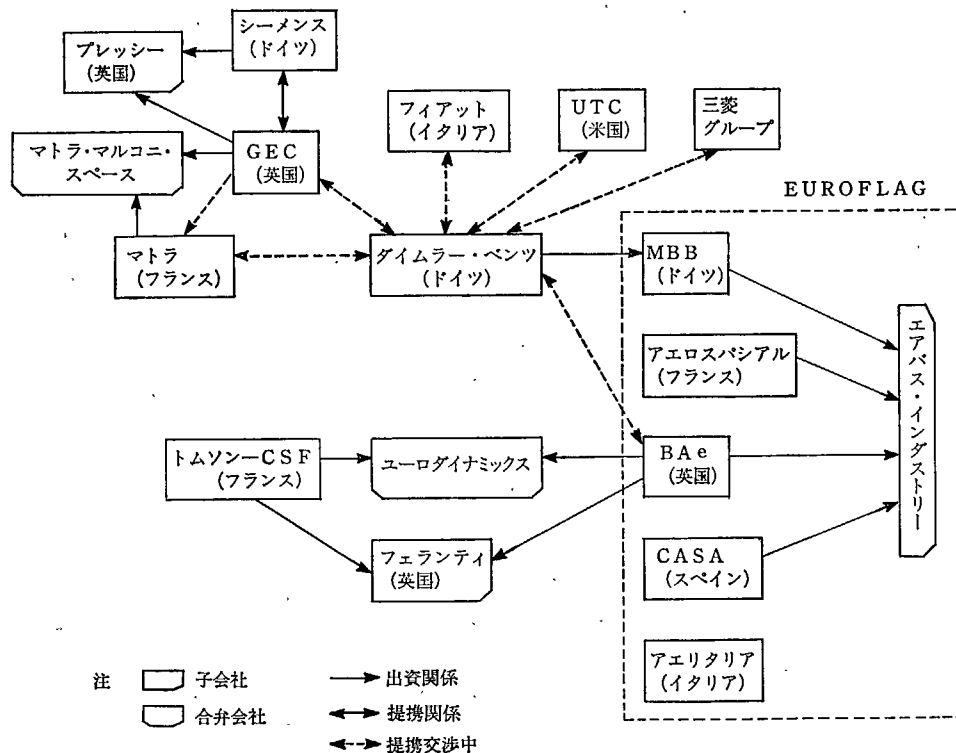
こうしたグループ化は、米国などの大手航空が欧州市場へ乗り込んでくることを恐れて、加速されてきたが、これまでのところ事態は逆であって、欧州の大手航空が米国の大手航空へ買収を仕掛けている (例えば、BA はユナイテッド航空の持株会社 UAL に対して、また KLM はノースウェスト航空に対して買収を仕掛けた)。

なお、欧州の空の自由化に備えて日本航空は KLM、全日空はサベナと共同運航することで合意した。

2) 軍需産業

欧州軍需産業では、EC 市場統合による欧州 13 ヶ国の兵器市場の相互開放、東西の緊張緩和、軍備縮小、東欧・ソ連の変革などを受けて、通常兵器の集約化が進み、宇宙兵器などの共同開発体制づくりが活発化し、さらに米国軍需企業との競争激化が予想されるため、思い切った再編成を迫られており、次の 3 グループに集約される傾向が強い (図 2 参照)。

図2 航空・宇宙・軍事分野の提携



①GEC・シーメンスグループ

ゼネラル・エレクトリック・カンパニー (GEC) (英国) は、シーメンス (独) との連合で、プレッシー (英国) を買収した。GEC はさらにマトラ (フランス) に資本参加し、マトラと共同で宇宙開発の新会社「マトラ・マルコニ・スペース」を設立する一方、フェランティ (英国) のレーダー部門を買収した。GEC・シーメンスは買収したプレッシーやフェランティの事業を統廃合しつつ、ハイテク兵器の共同開発体制づくりに取りかかっている。その結果、同グループはレーダー、軍事用通信機器で欧州市場をほぼ一手に握ることになった。

②BAe・トムソン-CSF グループ

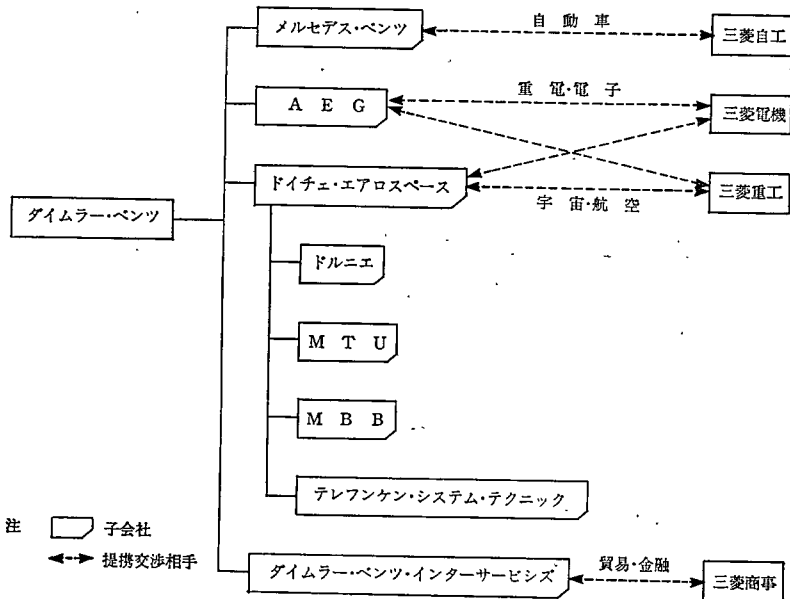
ブリティッシュ・エアロスペース (BAe) (英国) およびトムソン-CSF (フランス) は、両社の誘導ミサイル部門を集約する合弁会社「ユーロダイナミックス」を設立することで合意した。両社はさらにフェランティを共同買収することで合意した。これと並行してトムソン-CSF は、フィリップス (オランダ) の3軍需子会社 (オランダ、フランス、ベルギー) を買収した。その結果、同グループはミサイル、潜水艦探知ソナーで欧州市場をほぼ独占することになった。

③ダイムラー・ベンツグループ

ダイムラー・ベンツ (独) はメッサーシュミット・ベルコウブローム (MBB) (独) を条件付きで系列化した。その結果、同グループはドイツの軍需民間開発注については70%以上を、戦闘機については100%を手中に収めることになった。

また、ダイムラー・ベンツは、三菱グループおよびユナイテッド・テクノロジーズ (UTC) (米国) と航空・宇宙などの分野で広範な事業提携をすることで合意した。同社はさらに、フィアットや BAe ともこれらの分野で広範な事業提携を行う交渉に入っている (図2, 図

図3 ベンツ・グループと三菱グループの提携



3 参照)。

こうしたグループ化とは別に、ダイムラー・ベンツ、GEC およびマトラは、株式の持ち合いを含む軍事部門の大合同計画を進めている。また、BAe, MBB, アエロスパシアル (フランス), アエリタリア (イタリア) および CASA (スペイン) は、NATO が提唱する欧州共同防衛体制づくりの一環として、軍用輸送機の共同開発を行う機関 EUROFLAG を設立した。さらに、MBB, アエロスパシアルおよびウェストランド (英国) は、戦術兵器分野で提携することで合意した。この3社は戦術ヘリコプターの共同開発を進め、戦術兵器に関する技術交流を深め、いずれ NATO 向けの高付加価値兵器の共同開発に向かう予定である。

3) 通信機器産業

欧州通信機器産業では、EC 市場統合による機器の規格統一、公共調達
の開放に向けて再編成の動きが出てきた。その顕著な動きとしては、AT
& T の欧州市場参入と GEC・シーメンスによるブレッシー買収とが見ら
れるが、いくつかのグループに集約されるかは定かではない。

①AT&T・STET・イステルグループ

欧州では、機器の規格が各国で相違し、市場が細分化され、政府調
達は自国優先であったために、AT & T (米国) といえども、欧州市
場への参入は容易ではなかった。しかし、イタルテル (イタリア) が
イタリア全土の通信網近代化の提携企業として AT & T を選んだこ
とから、AT & T の欧州市場参入が可能になった。AT & T はさら
に、イタルテルの親会社 STET (イタリア) と国際通信事業分野で
広範な資本・技術・業務提携をすることで合意した。AT & T はそ
の後、オリベッティ (イタリア) の親会社 CIR (イタリア) にも資
本参加し、さらにイステル (英国) を買収した。その結果、同グルー
プは欧州全域で高度情報通信サービスを展開することが可能になった。

②GEC・シーメンス・ブレッシーグループ

GEC (英国) とシーメンス (独) によるブレッシー (英国) の買収
合戦は、1 年近くにわたる攻防の末、TOB を仕掛けた GEC・シーメ
ンスがブレッシーを買収することで決着がついたが、その狙いは、通
信機器の英独連合を結成すること、そしてブレッシーの軍用無線通信
機器部門を獲得することにあった。その攻防の最中に、対立中の GEC
とブレッシーが、移動体通信事業で、ベルサウス (米国) などと共同
出資の新会社「コンソーシアム」を設立した。また、買収合戦前に
GEC とブレッシーの合併会社として設立されていた GPT (英国)
は、買収後、GPT の株式を GEC が 60%、シーメンスが 40% 所有
し、GEC が主導権を握ることになった。その結果、同グループは、

AT & T, ノーザン・テレコム (カナダ) に次ぐ世界第3位の通信機器メーカーになった。

こうしたグループ化とは別に、第3グループを形成すると思われるブリティッシュ・テレコム (BT) (英国) は、マッコー (米国) に資本参加する一方、ナイネックス (米国) とは次世代電話テレポイントで提携した。

4) 重電機業界

欧州重電機業界では、EC 市場統合による政府調達自由化に向けて、欧州に15もの重電機会社は不要との危機感が高まり、次の3グループに集約される傾向が強まってきた。

①アセア・ブラウン・ボベリグループ

アセア (スウェーデン) とブラウン・ボベリ (スイス) が対等合併し、世界最大の重電機メーカー、アセア・ブラウン・ボベリ (ABB) (スウェーデン) が誕生した。ABB はその後、AEG (独) の蒸気タービン部門、フランコ・トシ (イタリア) を買収する一方、アンサルド (イタリア) と発電施設、エンジニアリングなど3部門で合併会社を設立し、欧州での事業拡大を行っている。ABB はさらに米国での事業拡大にも積極的で、コンバーストン・エンジニアリング (米国) を吸収合併した。

②GEC アルストムグループ

ABB の積極的な事業拡大に触発されて、GEC (英国) とアルストム (フランス) が両社の発電機部門を合併させ、新会社「GEC アルストム」を設立した。また、GEC は、その制御システム事業をアルストムに譲渡する代りに、アルストムの株式の24.5%を取得して、緊密な協力関係を確立した。その後 GEC は、アルストムの親会社 CGE (フランス) および GE (米国) と共同で、新合併会社「ユーロピアン・ガスタービン」を設立し、大欧州市場に照準を合わせたガス

タービン事業をも展開することになった。

③シーメンスグループ

シーメンス（独）は目下、事業部を業種別・製品別から市場別に再編成するための大幅な組織改革に着手しており、発電プラント事業での目立った動きはまだ見られない。

5) 自動車産業

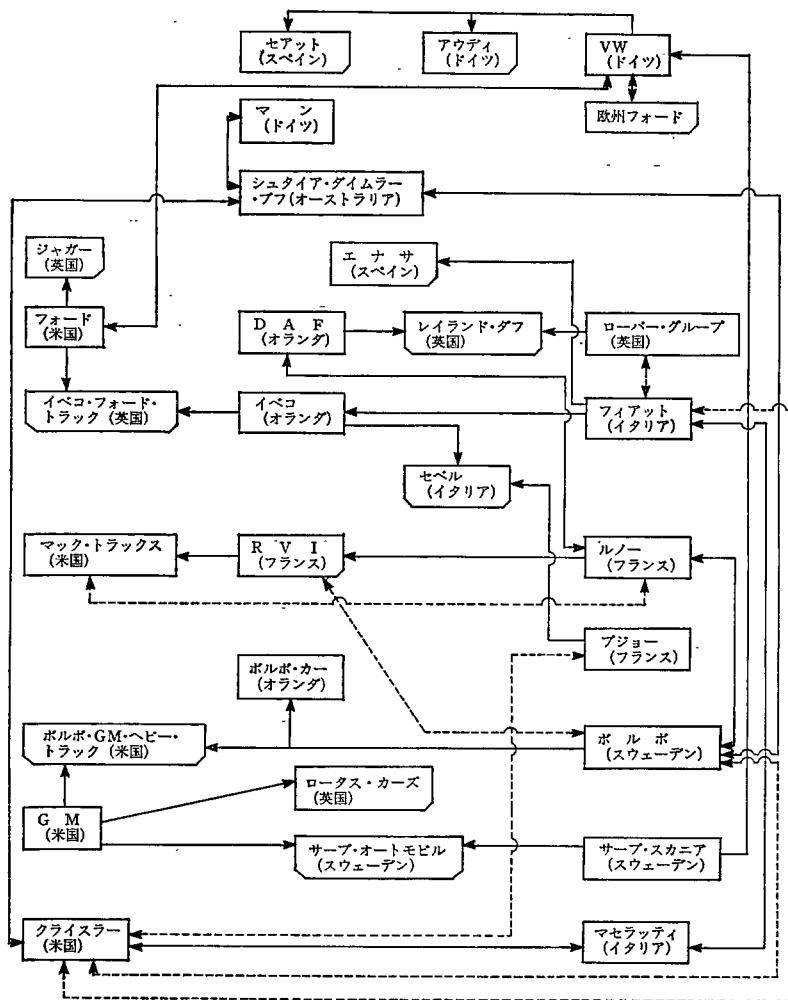
欧州自動車産業では、EC 市場統合による物流の自由化、日米メーカーの EC 進出、統合後に予想される日本車の輸入増などに向けて、自動車各社の生き残り競争が激しく、乗・商用車事業の再編成が活発に行われている（図 4、図 5 参照）。

①乗用車事業の再編成の動き

最も目立った動きを見せたのはフォード（米国）である。フォードは経営不振に陥っていたジャガー（英国）に敵対的 TOB を仕掛け、買収した。この買収合戦に関与した欧州フォードは VW（独）と乗用車を共同開発・生産することで合意した。この買収合戦には、GM（米国）もジャガー側の要望を受けて関与していたが、GM は、フォードが触手を伸ばしていたサーブ・スカニア（スウェーデン）と折半で、合弁会社「サーブ・オートモビル」を設立することで合意した。フィアット（イタリア）も積極的に動いている。フィアットはマセラッティ（イタリア）と乗用車の合弁生産をすることで合意した。さらにフィアットは、ローバー・グループ（英国）の親会社 BAe と小型車の共同開発で、クライスラー（米国）とは小型車の共同開発および欧州でのクライスラー車の販売協力で交渉を進めている。

一方、日本メーカーはどうかといえば、本田が技術・生産面ですでに提携関係にあるローバー・グループと資本提携し、共同事業として英国に乗用車工場を建設しつつある。トヨタもまた、英国に単独進出

図4 欧米自動車メーカーの提携



注

子会社

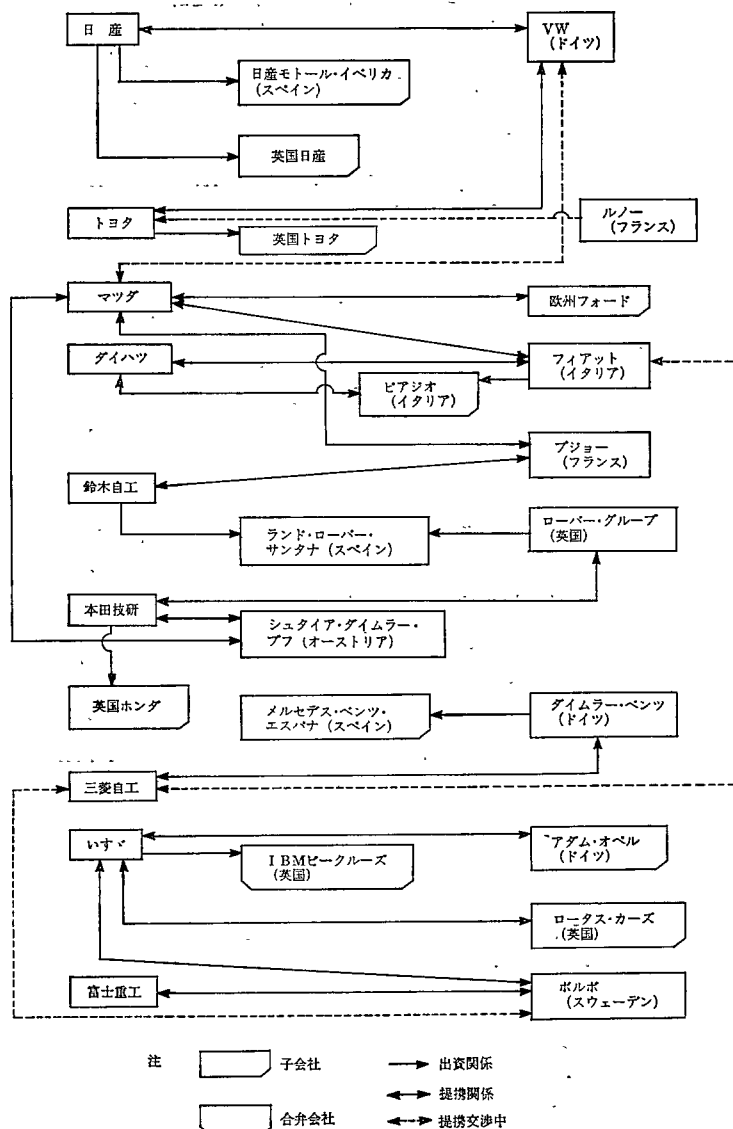
→ 出資關係

↔ 提携関係

合弁会社

↔ 提携交渉中

図5 日欧自動車メーカーの提携



し、乗用車工場を建設中である。さらにマツダは欧州フォードと小型車の共同生産で合意し、フィアットとは乗用車の販売提携を結んでいる。三菱自工もフィアットと小型車の共同生産で、またボルボとは乗用車の共同生産で交渉を進めている。

②商用車事業の再編成の動き

最も活発な動きを見せているのはエナサ買収である。エナサをめぐるのは、スペイン進出を目ざすイペコ（オランダ）、マン・ダイムラー・ベンツ、ボルボなどによる買収案が渦巻いていたが、スペイン産業公社 INI との間でマン・ダイムラー・ベンツ連合がエナサを買収することが決まった。しかし、その後、同連合による買収案は西独カルテル庁によって認可されなかったため、マンは撤退し、ダイムラー・ベンツが単独で買収に乗り出す予定であったが、フィアットが買収に成功した。これとは別に、マンはシュタイア・ダイムラー・プフ（オーストリア）と両社のトラック事業を統合し、マン主導のもとに合併会社を設立することで合意した。ボルボもシュタイア・ダイムラー・プフのバス事業を買収し、ボルボ主導のもとに合併会社を設立することで合意した。クライスラーもシュタイア・ダイムラー・プフと共同で、小型商用車の合併会社「ユーロスター」を設立することで合意した。また、ルノーは DAF と折半出資で、合併会社「ファン・テクノロジー」を設立することで合意した。ルノーはさらに、マック・トラックス（米国）を買収することで交渉を進めている。

一方、日本メーカーについてみると、トヨタは VW と小型商用車の共同生産をすでに開始し、さらに主要部品の共同生産、乗用車の OEM 供給を含む提携拡大を交渉中である。マツダはその VW とバンの生産・販売提携で交渉を進め、さらにシュタイア・ダイムラー・プフとは商用車の販売提携で合意している。また、ダイハツはフィア

ット、ピアジオ（イタリア）と共同で小型商用車を合併生産することで、いすゞはボルボと商用車の販売提携をすることで、さらに日産モトール・イペリカはフォードと4WD車を共同開発することでそれぞれ合意している。

③乗・商用車事業の再編成の動き

ルノーとボルボは相互の乗用車部門（ルノーとボルボ・カー）と商用車部門（RVIとボルボ・トラック）で相互出資することで合意した。フランス政府はルノーの株式会社化を決定した。これを受けてボルボは、ルノーとの提携事業を拡大するために、ボルボ・カー（オランダ政府70%、ボルボ30%所有）の買収をオランダ政府に申し入れた。

なお、ダイムラー・ベンツと三菱グループは、航空・宇宙・エレクトロニクス・自動車などの分野で広範な事業提携を行うことすでに合意しているが、両社の自動車部門（メルセデス・ベンツと三菱自工）が乗・商用車事業をどう煮詰めていくかは定かではない。

これとは別に、三菱自工はクライスラーと欧州で乗・商用車の合併生産を行う交渉をしている。

6 結び

EC市場統合に向けて日本企業が進めてきた対応は、次のように要約することができる。

- 1 EC進出動機は多様化しているが、グローバル化戦略の一環、輸出から現地生産への転換、現地・第三国への販路拡大、情報収集が主な動機になっている。
- 2 国別では英国、ドイツ、フランスへの進出が多い。また、業種で

EC 統合と日本企業の対応

は電気機器、機械、化学の進出が目立ち、いずれも英国、ドイツ、フランスに集中している。

- 3 進出先国の主な決定理由としては、物流の条件が地理的に良い、社会基盤が整備されている、労働者の質が他と比べて良い等が挙げられる。
- 4 EC 市場統合への対応策としては、現地拠点の拡充・新設、現地企業との合併、現地企業の M & A、現地企業との技術・販売提携、研究開発拠点の設置、欧州統括会社の設置、現地人の登用、部品・資材の現地調達率の引き上げ等による生産・経営・研究開発の現地化が講じられ、それらの現地化が徐々に進められている。
- 5 EC 市場統合により欧州経済は成長、雇用、インフレの面で大きく好転するが、企業間、各国間の競争が一段と激化し、産業ごとの寡占化が進み、強い欧州が実現して、日米に対抗するであろう。

最後に、筆者は、以上の要約を踏まえて、筆者の見解を示し、本稿の結びとしたい。日本企業は、EC 市場統合後に対欧輸出や EC 域内進出を企てることが難しくなるとみており、できれば、市場統合前に EC 域内に生産・販売・研究開発拠点を確保しておきたいと望んでいる。これに対して EC は、日本政府が欧州製品に対して日本市場を開放せずに、日本企業が攪乱的に欧州市場へ参入していくのを黙認していることに強い不満を表明するとともに、日本企業が EC へ進出するのなら、欧州の経済活性化に寄与し得るような企業に来てもらいたいと切望している。約めていえば、雇用創出、技術移転、利益再投資などによって現地に貢献することが、EC 進出の不可欠の条件になりつつあるのである。それは、日本企業が集中豪雨的な「一点集中型経営」から「国際協調型経営」へ脱皮することによって、初めて可能になる。日本企業が欧州企業と共存し得る道はそこに

あるといってよいであろう。

EC 市場統合を始めとする一連の EC 統合は——そして遠からず大欧州統合もまた——，EC を母体として，EC の国々，欧州の国々がそれぞれもつ多様性を保持しながら，「ひとつのヨーロッパ」への統合に向かって，力強く前進しつつある。そして，この新しい欧州づくりは，なんとしてもわれわれ欧州人の手で完成させたいというのが，欧州人の心からの願いなのである。したがって，彼らは，出来ることなら，日本企業に欧州へ来てほしくないと願っている。彼らは，欧州の産業が日本製のカメラ，家電製品，オートバイ等々の席卷によって衰退したことを，身をもって知っているからである。しかし，彼らは，あれほどの経済的繁栄を続けてきた日本でありながら，日本人の生活の質が自分たちのそれよりも劣っていることを，いまなお不思議に思っている。そして，彼らは，日本企業の EC 進出によって，彼らのこの生活が質的に低下しかねないことを，真剣に恐れているのである。

日本企業の海外進出といえば，ひとつ覚えのように，「インサイダー化」「現地化」が声高に叫ばれている。日本企業の真の汎欧州化とは，生産・経営・研究開発の現地化を通じて，欧州人の生活の質を維持し向上させていくことではないだろうか。

参考文献

- 1 金丸輝男，EC——欧州統合の現在，創元社，1989年
- 2 岸上慎太郎・田中友義，EC 1992年ハンドブック，ジャパントائمズ社，1989年
- 3 日本経済新聞社，EC の知識（新版），日本経済新聞社，1988年
- 4 三井銀行欧州本部，EC 統合，講談社，1989年
- 5 経済団体連合会，EC 市場統合問題に関するアンケート調査（中間報告），

EC 統合と日本企業の対応

1989年10月

- 6 経済同友会, 1992年のEC市場統合と日本企業の対応, 1989年6月
- 7 長銀経営研究所, 日本の製造業のEC市場への進出動向——アンケート調査報告, 1989年3月
- 8 東洋経済新報社, 海外進出企業総覧1990, 1990年1月
- 9 日本機械輸出組合, EC統合問題と我が国機械産業へのインパクト, 1989年7月
- 10 日本貿易振興会海外経済情報センター, 在欧日系企業(製造業)の経営実態——第6回実態調査報告, 1990年3月
- 11 財界通信社, ヨーロッパ大統合と'90年代日本の戦略, 「公論」1989年6月20日
- 12 東海銀行, EC統合について, 「調査月報」492号, 1988年7月
- 13 東海銀行, ECの新通商政策について, 「調査月報」500号, 1989年3月
- 14 東海銀行, EC通貨統合の現状と展望, 「調査月報」506号, 1989年9月
- 15 東京銀行, ECの対外通商政策, 「東京銀行月報」41巻7号, 1989年7月
- 16 東京銀行, 西欧におけるM & Aの動向(上)(下)——西ドイツを中心に, 「東京銀行月報」41巻8号, 41巻9号, 1989年8月, 9月
- 17 東京銀行, EC金融統合とイギリスの対応, 「東京銀行月報」41巻11号, 1989年11月
- 18 東京銀行, 欧州通貨統合の現状と展望, 「東京銀行月報」42巻2号, 1990年2月
- 19 東京銀行, EC金融統合とフランスの対応, 「東京銀行月報」42巻4号, 1990年4月
- 20 日本開発銀行, EC統合——その域内産業への影響, 「調査」130号, 1989年5月
- 21 日本開発銀行, 92年EC統合とわが国産業の課題——自動車及び電子メーカーの対応, 「調査」131号, 1989年5月
- 22 日経BP社, 欧州の逆襲——日本企業締め出しも, 「日経ビジネス」514号, 1988年12月19日
- 23 日本長期信用銀行, EC統合——ECの対日戦略と日本企業の対応, 「調査月報」250号, 1989年6月

- 24 日本長期信用銀行, EC の金融統合, 「調査月報」253号, 1989年7月
- 25 毎日新聞社, 欧州の挑戦, 「エコノミスト」67巻11号, 1989年3月20日
- 26 有斐閣, EC 市場統合の展望, 「ジュリスト」961号, 1990年8月15日
- 27 Fourin 自動車調査月報, Fourin 自動車データ・ワールド
- 28 日本経済新聞, 日経産業新聞, 朝日新聞など
- 29 加藤哲郎, 東欧革命と社会主義, 花伝社, 1990年
- 30 袴田茂樹, ソビエト・70年目の反乱, 集英社, 1990年
- 31 早房長治, 「欧州合衆国」ができる日, 徳間書店, 1990年
- 32 日本経済新聞社, 欧州・最後の革命, 日本経済新聞社, 1990年
- 33 ベルリンの壁崩壊——フォト・ドキュメント1989年11月9日, 三修社, 1990年6月
- 34 岩波書店, 東欧革命——何が起きたか, 「世界」臨時増刊, 540号, 1990年4月
- 35 Roland Bieber/Renaud Dehousse/John Pinder/Joseph H. H. Weiler (Eds.), 1992: One European Market?, Baden-Baden, 1988.
- 36 Mark Brealey/Conor Quigley, Completing the Internal Market of the European Community: 1992 Handbook, London/Dordrecht/Boston, 1989.
- 37 Michael Burgess, Federalism and European Union: Political Ideas, Influences and Strategies in the European Community, 1972~1987, London/New York, 1989.
- 38 Paolo Cecchini/Michel Catinat/Alexis Jacquemin, The European Challenge 1992: The Benefits of a Single Market, Aldershot, 1988.
- 39 Commission of the European Communities, Panorama of EC Industry 1990, Belgium, 1989.
- 40 Tony Cutler/Colin Haslam/John Williams/Karel Williams, 1990—The Struggle for Europe: A Critical Evaluation of the European Community, New York/Oxford/Munich, 1989.
- 41 Europartners-Gruppe, Euro Cooperation Nr. 25: Wirtschaftsbeziehungen EG-Japan, Roma/Madrid/Frankfurt am Main/Paris, 1989.
- 42 Kenjiro Ishikawa, Japan and the Challenge of Europe 1992, London, 1990.

- 43 Ernest Wistrich, *After 1992: The United States of Europe*, London/
New York, 1989.
- 44 Lawrence G. Franko, '*Europa 1992: The Impact on Global Corporate
Competition and Multinational Strategy*', *European Business Journal*,
Volume 2, Issue 1, 1990.
- * 本稿は、平成2年度文部省科学研究費補助金一般研究C（課題番号
02630056）ならびに平成2年度清明会学術研究助成による研究成果の一部で
ある。